

委員会議事録

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第72号 平成27年度光市一般会計補正予算（第4号）〔所管分〕

説 明：蔵下教育総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○田中委員

おはようございます。

まず、給食センターについてお聞きしたいと思うのですが、先般、異物混入についての事例がありまして、そのときに報告受けましたが、その後の報告についてお聞かせいただければと思います。

○能美教育長

田中委員さんの御質問にお答えをさせていただきます前に、このたび学校給食におきまして、児童生徒の安全・安心にかかわります事態を続けて発生をさせ、児童生徒や保護者の皆様を初め、市民の皆様、市議会の皆様にも大きな不安と大変な御心配をおかけしましたことに対しまして、まことに申しわけなく、心から深くおわびを申し上げたいと思います。

教育委員会といたしましては、事案発生後、調理委託業者や食材納入業者、小中学校長等と、原因究明と改善策などについて協議、対応してまいりました。現在、こうした事態を繰り返さないよう、改めて委託業者との連携による調理作業前、作業中、作業後のチェック体制の強化を含め、食材の納入から、児童生徒が食べるまでの各場面における安全確保の徹底、そして、そのために必要な学校、PTA、委託業者等との共同によるマニュアルの改善を進めてきているところであります。

今後とも児童生徒が安心して楽しく食事ができる学校給食の実現を図ることにより、信頼の回復に努めてまいります。

○田中委員

わかりました。今回を機にマニュアルの見直しをというお話がありました。事案が起きたときも記者発表の対応、それぞれ内容が違うので違いがあったのかもしれませんが、そのあたりでやっぱり何かあったときにやっぱり情報をしっかり伝えていくっていうことが、保護者、児童への安心・安全の提供にもなりますので、そのあたりはしっかり行っていたらと思います。今後も対応をよろしく願いいたします。

続きまして、通学路の合同点検会議についてお尋ねしたいと思います。

先般、合同会議があって、アンケート、対策案についても公表がされておりましたが、その中でどのような、緊急に対応しないといけない事案等があったのかお聞きできたらと思います。

○石丸学校教育課長

10月16日に点検会議を開催いたしまして、新規のものとしては、交通関係が26件、それから防犯関係が1件、防災に関するものが1件、合計28件が出ております。1カ所については、交通関係と防犯関係の危険が認識されておりますので、箇所としては27カ所ということで。大きな変化は、住宅の整備とかそういったものが進むことにより、交通量が変わってきたことによって起こっていること。それから、横断歩道とか外側線、こういった表示です、これが薄くなっているというふうなこと、これが非常に多かったと思います。それから、もう1つは、自動車はかなり高速で通行するので危険であるということで、横断歩道で待っていても自動車をとまらない、こういったもので危険であるというふうな箇所が指摘されております。

○田中委員

わかりました。ありがとうございます。

団地とか家ができたり、交通の流れが変わったり、いろいろ変化があると思います。白線につきましては、お金がかかるのでなかなか難しいところではありますが、こういったところで皆さんと話し合って改善していくということが非常に有効だと思っておりますので、今後とも対応をよろしく願いいたします。

続きまして、学校の環境改善でお聞きしたいと思いますが、児童の安全・安心のために校舎の屋上防水とコンクリート剥離等の補修工事の予算が計上されていますが、なかなか工事が行われていない状況があると思います。今どのような状況か、また、工事が行われていない理由についてお聞かせいただければと思います。

○蔵下教育総務課長

屋上防水等の工事について、まず進捗状況を申し上げます。

今年度は、室積小学校、浅江小学校、三輪小学校及び室積中学校を対象に計画をしておりまして、5月から8月にかけて設計業務を実施し、10月から11月にかけて工事請負に係る入札を執行したところです。

現時点では、室積中学校の工事はほぼ完了いたしております。室積小学校、浅江小学校、三輪小学校につきましては、工程で申し上げますと、準備工程に入っておるところで、間もなく、足場を設置することになると思います。その後、屋上防水工事や軒下のコンクリート崩壊箇所の補修、手すりの撤去あるいは設置等、順次行いまして、今年度中には完了できる見込みでございます。

屋上防水等の工事がこの時期になった理由でございますが、委員さん御承知のとおり、本年度は、この工事とは別に小中学校を合わせて全16校を対象に、体育館や武道場に設置しておりますバスケットゴールやつり天井等の落下防止を目的とした非構造部材の耐震化工事を今実施しております、この工事の進捗にあわせて屋上防水等の工事の開始時期を想定したところでございます。

なお、この非構造部材の耐震化工事を先行しましたことについて、これは校舎等の耐震化とともに全国的に進められておるもので、本市におきましても今年度中の完了を目指して耐震化を進めているところでございます。

また、屋上防水等の工事は、本年度1年間で設計業務と工事を行うこととしておりますので、日程的にも先ほど申し上げました時期になったものでございます。

○田中委員

ありがとうございます。屋上防水と軒下のコンクリート剥離等の補修工事ということで、設計があつて、入札があつて、工事に行くということで時間がかかるのかなというのは理解するところですし、耐震化工事もあつてというお話も今受けました。しかし、軒下のコンクリート剥離なんかというものは、現地で困ってはおるものの、もし、児童に当たったりするととんでもない事故になるので、このあたりは本当に予算がついた時点で速やかに行っていただきたいものがあつたのですが、今後、工事にかかるといふことで一刻も早い改修をお願いできればと思います。

それで続きまして、9月委員会で、いじめ問題対策協議会の第1回協議会が開催されたときに、心のアンケートについて、委員の方から、週末は家庭に持ち帰り、家庭とも情報の共有を行ったほうがよいのではないかという意見があつたと思いますが、その後の改善対応をお聞きしたときに、10月実施予定の生徒指導主任会があるので、各学校のアンケートを持ち寄りまして、質問項目等の情報共有、情報交換、そして、改善点等についても協議することとしているとのことでしたので、協議結果についてお聞かせいただければと思います。

○石丸学校教育課長

御指摘のことにつきましては、10月、11月の生徒指導主任会あるいは校長会等でそういったアンケートの内容の見直しについてお願いをしたところでございます。

現状につきましては、1校ほどが現在、小中学校で1校が既に家庭に持ち帰つてのアンケートを実施しております。それから、その他10校が実施に向けての検討をしているところでございます。

アンケートの内容、それから目的、方法等を今後も検討しながら、こういう家庭に持ち帰ってのアンケートが広がる方向で考えていきたいと思っております。

○田中委員

ありがとうございます。1校が持ち帰ってもう実施を行い始めたということです。このあたりで効果のほうも見えてくるのではないかと思います。やっぱり各学校が情報交換して一定の方向に向かっていくものには、やっぱり教育委員会の力強いリーダーシップが必要だと思いますので、引き続き各学校が同じ目標に向かっていけるように取り組みをお願いできればと思います。

そして続きまして、光市では障害のある児童生徒の相談、支援体制の整備として、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援の実施のため、関係機関と連携した相談体制の充実を行っておりますが、まずはその取り組みについて御説明をいただければと思います。

○石丸学校教育課長

光市の特別支援教育については、3つの柱で行っております、1つは支援の充実ということでございます。これにつきましては年3回行っております教育支援委員会という、校長と、それから特別支援教育担当が集まって、それぞれ対応、支援状況、それから何が最も、ベストな教育環境かというようなことを議論しております。

それから、2点目が相談体制の整備、それから、3点目が支援のつながりということで、2点目、3点目は非常にかかわりが深いのですけれども、今、相談体制の整備としては、特別支援教育の地域コーディネーターというのが、1人は室積小学校におります。これが市内をずっと回りながら相談を受けています。それから、周南総合支援学校、徳山総合支援学校の地域コーディネーターも必要に応じて回ってくれております。これが地域コーディネーターの仕事でございます。それ以外には学校教育課のほうに配置しております光っ子コーディネーターが1名おまして、これが幼稚園、保育園、小学校、中学校で全部ニーズに応じて訪問をして相談を受けております。それから、光市就学相談会というのを開催しております、月に1回ほど就学に関する不安や悩みを抱えている保護者に寄り添った相談支援を行っております。

こういった支援をつなげていくために、校内コーディネーターの連絡協議会といって、各学校の校内コーディネーターを学校教育課のほうに集めまして、それぞれの支援体制の充実を図っているところでございます。

それから、関係機関との連携につきましては、今申し上げましたように、幼稚園、保育園、それから、総合支援学校、それから、健康増進課とは5歳児発達相談会、こういったあたりで、それから、福祉総務課とは地域自立支援協議会、こういったもの。それから、子ども家庭課とは個別の案件につきまして常に連絡をとりながら行っております。それから、光井小学校の中にあります幼児のことばの教室幼児部、こことも連携をとりながら支援の充実を図っているところでございます。

○田中委員

詳細にわたってありがとうございます。支援相談、支援のつながりっていうことで、特別支援教育とか、光っ子コーディネーター等、また、他所管とも連携した取り組みをされておって、これが光市の教育環境の強みになっていると私は思っております。

また、その中でちょっとお尋ねするのですが、9月議会でも取り上げました福祉の視点では、現在、共生社会の実現という視点がある中で、文部科学省からはインクルーシブ教育の方向性が示されております。その中では、通常の学級の中で児童同士もお互いの違いを認め助け合える取り組みの必要性が示されているようなのですが、まずもってインクルーシブ教育とはどういうものなのか。また、現在の光市ではどのような取り組みが行われているのかをお聞かせいただければと思います。

○石丸学校教育課長

インクルーシブ教育につきましては、人々を包容する教育制度、包容、包み込むという、包容する教育制度とも訳されておまして、人間の多様性の尊重、障害者が精神的・身体的な能力等を可能な最大限まで発達すること、それから、自由な社会に効果的に参加すること、こういったことを目的にしております。

具体的には、障害のある者が一般的な教育制度からとにかく排除されないこと。それから、自分自身が生活する地域において、初等、中等教育の機会がきちんと与えられること。それから、個人に必要な合理的配慮が提供されること。こういった条件が示されております。

特に実際の実施に当たっては、それぞれ障害がある子供たちにそのとき最も、ベストな指導を提供するために、通常の学級、それから通級による指導、それから特別支援学級、それから特別支援学校、こういったそれぞれ特色のある、それぞれの特性のある教育システムがきちんと連続してさまざまな学びの場が提供されることが非常に重要であるというふうに言われております。

○田中委員

ちょっと光市での取り組みもお聞きしたかったのですが、そのあたりは先ほど回答いただいたところの連携の部分で行われているのかもしれませんが、実は先日大阪市立の大空小学校という「みんなの学校」とかでも有名な学校の元校長の講演会があって、お話を聞く機会があったのですが、その中でもお聞きしていると、やっぱり共生社会の実現というところに向けては、やっぱり学校の中でのインクルーシブ教育、教育の役割が非常に重要な役割を持つのかなと思っておまして、このあたりは文部科学省のほうからもまた方向性が今後示されてくるところだとは思いますが、ぜひ通常の学級の中でも、先生も含め、生徒も含め、お互いが理解し合いながらいける方向、取り組める方向になればと思っておりますので、きめ細かい対応も含めて、つながった取り組みをお願いできればと思います。

それでまた次に行きます。児童生徒の安全確保という視点でお聞きしたいと思います。
青少年補導員に対するメール配信サービスについては、前回の委員会で改善を求めたところですが、この11月にも不審者情報等が学校を通じてありました。そこでお聞きしたいのですが、ここ最近の状況とその対応についてお聞かせいただければと思います。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

10月13日のこの委員会でも昨年度の取り組みについて御指摘をいただいたところでごさいます、その後、警察との連携強化に向けて協議を行いまして、より綿密な連携をとることとなりました。

お尋ねの最近の状況ですけれども、先月につきましては3件の不審者情報があり、うち2件がつきまとい、1件が声かけ事案という情報を警察よりいただきまして、青少年補導委員で配信の登録をいただいている方にメールやファクスで配信するとともに、学校教育課や所管の施設等へ情報を伝え、注意喚起を行ったところでごさいます。

○田中委員

わかりました。対応してメール配信もしっかり行っているということで今お聞かせいただきました。

それで、児童生徒の安全確保という部分で、以前、光市のメール配信サービス、これは他所管が所管にはなるのですが、ここともしっかり連携を行っていただきたいというお話もしましたが、このあたりで光市のメール配信サービスとの連携というものがとられているのかお聞かせいただければと思います。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

先ほども申しましたが、警察よりいただいた情報はメール配信するとともに、学校教育課や所管の施設等へ情報発信を行っております。学校教育課から市のメール配信サービスとの連携もとれていると伺っておりますところでごさいます。

○田中委員

わかりました。そしたら、メール配信サービスと、この青少年のほうに流れてくるメールは同じものが流れてくるという理解をしましたので、今後ともしっかりと連携した対応をお願いしたいと思います。

続きまして、自然環境を生かしたスポーツレクリエーション活動の推進というものについてお聞きしたいのですが、行動計画のほうに入っておりますが、自然環境を有効に活用し、市民のレクリエーション活動を推進としてありますので、私は自然敬愛スポーツの推進をお願いしたいと思っております、我がまちでは我がまちスポーツの1つとして海を生かしたセーリング競技の普及に努められておりますが、現在、虹ヶ浜海岸の西の河原の河口付近では砂浜を生かしたビーチサッカーの大会が行われたり、ビーチバレーを楽しむ方もいらっしゃいます。ビーチで楽しむ競技はまさに自然環境を生か

したスポーツでもあり、割と気軽に楽しめる競技でもあることから、レクリエーション活動の1つとしても位置づけられるとっております。この競技を楽しめる環境づくり、普及は虹ヶ浜海岸の有効活用によるにぎわいづくり、また、中学生や高校生等の若者の健全な遊びの場づくりにもつながると思っておりますが、そういったものができないものかと私は思っております。

現在、勤労者体育館は、スポーツNPO法人ひかりクラブが指定管理を行っておって、先日、会が主催して開催したイベントではビーチフラッグ大会も開催されたと聞いております。そういった広がりも含め、他の競技と同じようにビーチバレーやビーチサッカーの用具をそろえて、市民が気軽に楽しめるように勤労者体育館で貸し出すということが考えられるかと思うのですが、そのあたりについて自然敬愛スポーツによる若者の健全な遊び場づくりという視点でも、これはなかなか聞くのは難しいので、ちょっと要望にさせていただきたいのですが、そういった視点でぜひ検討を今後お願いしたいと思っておりますので、これは要望としてよろしくお願いしたいと思っております。すいません。

それで、最後ちょっと1点、最後にお聞きしたいのですが、勤労青少年ホームの見直しについてお尋ねします。行政改革大綱の実施計画にも3月に追加され、施設の利用状況等も踏まえて、今後の施設の廃止も含めての方向性について、27年度中に検討とされていますが、その後の進捗状況についてお聞かせいただければと思います。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

委員お示しのとおり、行政改革大綱実施計画では、施設の利用状況を踏まえ、今後の施設の方向性（廃止を含む）について検討するとなっております。また、従前より本委員会でも御指摘をいただいておりますのでございます。

現在、本年度中に方向性を示せるよう関係所管課と検討を進めている状況でございます。

○田中委員

わかりました。本年度中に検討をとということで進められていくと思います。利用者の方たちもいらっしゃるの、そのあたり時間も、その方たちに伝えるには時間もかかると思いますし、理解を得るのも時間がかかると思いますので、早めにしっかりとした計画性を示しながら取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

以上で終わります。

○笹井委員

では、4項目ほどお尋ねをいたします。

最初は、学校教育関係で、不登校の生徒さんというのは現在何人ぐらいおられるのでしょうか。そして、その不登校の方、学生については、誰がどのようにアプローチするのか、担任なのか、それとも専門の先生なのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○石丸学校教育課長

最新の調査で、ことしの4月から7月までの第1期調査というのがございまして、この期間で30日以上不登校という形で欠席している児童生徒が20名おります。小学校が3名、中学校が17名ということでございます。対応につきましては、まず担任が中心になるということ。それから、校内で支援委員会、ケース会議のようなものやっておりますので、当然そこには生徒指導主任とか養護教諭あるいは部活動の顧問、こういった者がかかわりながら組織的な対応に努めております。

それから、ケースによりましては、今ほとんどのケースがさまざまな家庭の問題もその要因になっておりますので、スクールカウンセラーでありますとか、スクールソーシャルワーカー、こういった者を入れ込んで支援をしております。

今申し上げました20名のうち10件につきましては、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー、こういった専門家がかわって支援を行っているところでございます。

○笹井委員

わかりました。まずは担任で、あとは必要に応じて支援委員会とかカウンセラーだということだと思います。

不登校に対してのアプローチというのは、このやり方のノウハウとか、手引きというか、こういうふうにするのだというような、そういう体系的なものはあるのでしょうか、それとも各先生が長い教員生活で独自のノウハウとか経験で接するものなのでしょうか。

○石丸学校教育課長

不登校につきましては、もうかなり長い従前、以前からもう数がふえておりますので、不登校の対応につきましてはそれぞれケースバスケースで皆違うのですが、かなり多くの事例集という物が出ております。こういうケースにはこういう対応をするということ。まずそういう国・県がつくった資料、資料集、こういった物を参考にするとともに、やはりスクールカウンセラーがたくさん事例を持っておりますので、スクールカウンセラーでありますとかスクールソーシャルワーカーの経験の中で、こういうケースにはこういう対応をしたほうが良いというアドバイスをもらいながらやっております。

ですから、一般的なものは主にそういう専門書、事例集、こういったものから。そして、個別につきましてはスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの専門性を行かしながら対応しているところでございます。

○笹井委員

わかりました。そういう不登校に対しての指導の研修会とか講習会とか、そういったものは市の教育委員会ではやられておられるのでしょうか。

○石丸学校教育課長

1つは、生徒指導主任が年二、三回集まっておりますので、ここでは必ずやっております。それからあと、教育相談担当が集まる機会もございます。それから、養護教諭が集まる研修もありまして、そういった中でも行っております。

大きなものは年明け、2月の4日に山大的臨床心理の有名な教授を呼んでシンポジウムを行う、来年年明けにそういう企画を考えているところでございます。

○笹井委員

わかりました。

次の項目にまいります。外国語教育で今小学校もそういうのがどんどん進んできておるといことですが、現在、小学校における外国語の指導体制というのはどのようになっているのでしょうか。そして、英語を教えることができる教員というのはどれぐらい、全体の何%ぐらいおられるのでしょうか。

○石丸学校教育課長

指導体制につきましては、2020年度から5、6年が教科化になり、3、4年にまた外国語活動が始まるということで、昨年度から室積小学校に加配の教員を1人つけております。英語教育推進のリーダーとして。この教員は小学校の教員ですが、中学校の英語教諭の免許を持っております。それからあわせて、これはもう従前、以前からやっておりますが、3人の外国語活動の指導補助員というのがおまして、市が雇用しております。これは、ネイティブスピーカーなのですけれども、非常に卓越した指導技術を持っております、これが全小学校を回る中で教員のほうがその人たちのノウハウを学んでいるという現状でございます。

それからあわせて、今年度から室積小中学校と光高校が英語教育の指定を受けましたので、その関係でネイティブの指導員を1名増員しております。だから今4名の体制という。1名はもちろん室積小中を中心に動いております。そういったこと。それからあわせて教育開発研究所の中の部会に英語教育・外国語活動の部会を設けておまして、そこでさまざまな指導スキルの研修あるいはプログラムの開発、こういったものを行っております。現在の指導体制はそういうことでございます。

それから、英語を教えることができる教員につきましては、今、小学校の教員は免許の中に英語という内容がないのです、資格をとるに当たって。したがって、今の小学校の教員がどれぐらい英語を教えることができるかという部分については、ちょっと今数値的に把握することは難しいと考えております。

○笹井委員

中学校はもうきちんと英語の先生がおられますからなのですが、小学校でも今現在でも試験的に下りてきたと、また今後取り組むことも方向性としては出てきておるわけですので、今のお話ですとちょっと、小学校で教えられる人は結局外人の、ネイティブの人で、教育委員会が雇っている人と、あと、さっき言われた室小とか含めて4人、そ

れ以外の先生は教えられないという理解でよろしいでしょうか。

○石丸学校教育課長

現在の小学校の英語・外国語活動につきましては、体系的なカリキュラムというか、これがまだございません。試験的につくられているテキストはあるのですけれども。したがって、教えられるという部分の概念といいますか、これが教えられることだというふうな定義づけというか、それがまだ難しいところがございまして、したがって、今ネイティブのスピーカーを1つのサポートしてもらいながらいろんな指導方法を開発しているというのが現状でございます。

あわせて県が昨年度から、各学校に1名は確実に教えられる、現状でも教えられる人間がつかれると、育成するためにリーダー養成を行っております。各学校から1名は必ず研修会に参加しております、これを年次的に厚くしていった各学校にもリーダー的な教員を1名つくっていくというふうな動きがございまして。

○笹井委員

わかりました。県のほうはリーダー養成のきちんと講習なりカリキュラムをやって、各学校1人養成しとるというのは理解しました。光市教育委員会としては、特に小学校の先生に向けて外国語の研修会みたいなものは行ってないのでしょうか。

○石丸学校教育課長

現在の室積小中学校が研究しておりますので、その研究事業発表とかには必ず市内の全小中学校から行くように案内をしております、それを研修の機会にしております。それから、先ほど申し上げました教育開発研究所の中にもほとんどの学校の先生が参加しておりますので、このあたりの部分も研修の機会にしております。ただ、全教員を集めた研修会というのは今現状ではやっておりません。

○笹井委員

わかりました。別に全教員を集めなくてもいいとは思いますが、ただやっぱり、これからの国際化とか外国語教育が小学生にどんどん取り組まれると考えると、段階的にやっぱりそういう教育委員会独自のそういうカリキュラムみたいなものが必要になるかなと思っています。ただ、英語もなかなか小学校の先生、今まで英語を教育学部でも恐らくほとんどやってないだろうし、現場でもないということで難しいと思いますので、いろんな手を考えていかなきゃいけないのかなと思うのですが、今現在、学校の先生はいろんな研修制度とかあって応募で参加できるようになっておるとは思いますけれども、特に外国語のための研修とか、あと、例えば海外で例えば短期研修みたいな、そういう制度というのは、今は特にないのでしょうか。

○石丸学校教育課長

先ほど申し上げた、県がリーダー養成のためにやっている研修会等が中心になっておりまして、海外にということにつきましては特にはございません。

○笹井委員

わかりました。私も昔全然できなかったのですが、結局裸一貫で行って1週間ぐらいおると何とか、ひどい目にも遭いますけど何とかなるから、やっぱり実際には現地に行っただけというもまれて来るのが一番かなと思ったりしるところですけども、これも時間かかる話ですので、私もよく勉強しながらやっていきたいと思います。

次ちょっと、文化関係にまいります。本会議でも質問しました、ふるさと郷土館の関係ですが、いろいろイベントなんかで大変よく活用させていただいていました。館長さんの御協力もいただいておりますのでですけども、別館のほうがもう自由には人を見せられる状態にない。歩く場所もちょっとここは危ないからこっちを回ってみたいという案内の仕方しかできないので、別館はふるさと郷土館の職員の人と一緒にないと入っちゃいけないというふうになっております。建物的には立派な施設で、庭もきちんと手入れされておるのでですけども、確かにいろいろ見ますと、床がちょっと弱くなって補強しとるとことか、あと瓦が落ちたら危ないからネットをかけとるとことかあるわけなのです。

ふるさと郷土館の別館の、市の教育委員会としての老朽化の把握の状況、そしてこれに対する対策についてお考えがありますでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

ふるさと郷土館の老朽化について、でございますが、ふるさと郷土館は今言われた別館と、もう1つ道路を隔てた本館とからなっており、いずれの建物も100年以上を超えている建物で、老朽化もその年月に応じ相応な老朽化しているとの認識は持っております。今までにもいろんな修理を重ねてきました経緯があり、特に別館につきましては登録文化財ということになっております。今後も保存等に向けて努めてまいりたいということを考えております。

○笹井委員

保存に努めてまいりたいというのは、方向性としては大変いい方向だと思うのですが、ただ実際にいろんな話を聞いていきますと結構難しい条件があって、まずちょっと確認なのですが、本館、別館所有は、土地と建物も全部市なのか、それとも民間の大体持っておられた方から借り受けておられるのか、そこを教えてくださいませんか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

ふるさと郷土館の本館と別館ですけども、いずれも土地・建物とも民間所有でございます。市で賃貸借ということで借り受けている状況でございます。

○笹井委員

予算にきちんと賃貸料が出ていますのでそういうことだろうと思います。そうした場合、一応所有権は持ち主の方にあるわけですけど、そういう建物の老朽化を修理するのは、これは持ち主の責任でやるべきものなのか、それとも借り受けておる市のほうで、持ち主の負担がないようにできるものなののでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

ふるさと郷土館の両館につきましては、平成4年から賃貸借契約を結んでおります。平成5年に新たに契約を結んでおりますが、これを年次的に更新している状況でございます。この中の第6条に、市のほうが善良な管理をもって修繕その他の行為を行うという条文が記入されておるため、市のほうで責任を持って管理している状況でございます。

○笹井委員

なるほど。そういう条件があるということになりますと、今現在、瓦が落ちそうだとか、あるいはここを歩くとちょっと底が抜けるかもしれないからここを歩かないでくださいと、現実、現場はそうなっているわけです。そうすると、その修理の責任は市にあると思うのですけれども、どうなのですか。そして、そういうことは、修理とかはされないのでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

老朽化に対する件につきましては、非常に危惧はしておる状況でございます。ただ、限られた予算の中でお客様の安全確保というところも観点に置きながら、運営している状況でございます。

○笹井委員

郷土館の別館の内部で、ここが危ないからここはちょっと通らないでくださいねというのは、これは内部の話だからそういうのも1つの老朽化対策かなとは思いますが、今現在は外の公道、公道というのは赤線道ですけども、そこにもちょっと瓦が落ちるから危ないから網をかけている状態なんですけど、それは把握されていますか。そして、それは一般通行人に被害が及ぶかもしれませんが、それに対しての対応はされないのでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

瓦も老朽化しておる建物でございますので、市のほうで先ほど言われたネットの設置などは行っており、通行や地域の方に御迷惑かからないように保全している状況でございます。

○笹井委員

私どももいろいろあそこをイベントで借りていますし、また、来年も大きいイベントを幾つか考えますので、余りここで質問して使い勝手が悪くなると困るので、ちょっとこっちのほうはこの辺にしときたいのですけれども。

ただ、平成5年ですか、4年ですか、前からずっと借りてもう二十何年借りてきておると。毎回毎回賃貸料を払っておるということですが、ただ老朽化はやっぱりもう年々進んでおるということです。私は、これもう抜本的に市で買い取って、市の資産にして市で工事しないともう手に負えないと。確かに契約上は市の責任ですけど、個人の持ち物に市が投資をして修理をするというのは、これはまたいろいろ財政上問題もあるかなと思っておるのですけど、市で購入して市の所有施設として市で管理するということはできないものなのではないでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

ふるさと郷土館につきましては、従前よりそういった御提言をこの委員会の場でもいただいたと記憶しております。購入してはどうかという御提案でございますが、市といたしましても相手があることでございますので、その辺は相手と協議しながら進めていく内容と認識しております。

○笹井委員

ちょっと今の答弁もうちょっと確認しますが、過去に何回かそういう提案はされたけど、相手が別に売買するつもりはないという御意向なのか、それともまだそういう詰めた話はしてないのか、それはどうなのではないでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

正式に協議をしたかというところまでは内容的にはいっておりませんが、御意向を確認はさせていただいたことは過去にあります。

○笹井委員

意向を確認したことがあるということですか。それじゃどういう御意向なのではないでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

市のほうも財政的なこともありますので、その辺は詰めた話はしておりませんが、老朽化に対する理解はしていただいているという認識は持っております。

○笹井委員

どう聞いていいのかわかんなくなってきましたけれども、またこちらのほうについては私もきちんとまたある程度筋道立てて考えまとめて、もう一回質問みたいな要望みたいな形で提案してみたいと思っておりますが、そろそろ現状の状況も方向性をきちん

と決めなきやいけない時期に来ておるといふふうに考えております。

最後の項目に行きます。給食センターについてです。

給食センターについての地場産の利用率については、ときどき質問なんかもしておるところですけど、水産物についての学校給食の活用状況について、現状と、あとこれからの何か取り組みがありましたら教えてください。

○呉橋学校給食センター所長

ただいま地場産海産物の活用についての御質問をお受けしましたが、これは市内産ということでお答えをさせていただけたらと思います。

まず、地場産海産物の活用につきましては、今後考えていかなければいけない課題と捉えているところです。

そんな中で、学校給食センターの調理能力または調理員体制では、生や冷凍の魚を仕入れてウロコや内臓を取り除いて調理するということはほぼ不可能な状況にあります。それでは普通に考えれば加工した物を購入すればいいのではないかということになります。現在、漁協には加工施設というのがございません。そんな中で我々が考えたのが、給食センターの食材の納入業者に水産加工ができる業者がいましたので、地場産水産物の納入から加工までできるのかどうかという問い合わせをさせていただきました。まず打診をさせていただきました。そうしたところ、できるっていう回答を得たのですが、その業者が学校給食から撤退をいたしました。そのため現在、足踏みをしているのが現状でございます。

これからは、できないっていうことではなくて、改めて4,200食規模の魚を納入から加工までできる業者を探していくことが必要かなと現在考えておるところです。

そして、魚以外の海産物につきましては、市内の海産物加工業者に牛島産のヒジキを加工してもらっております。これを年に7回から8回使用させていただいております。その量につきましては1回当たり6kgから10kg程度ということでございます。

現在の地場産海産物の活用の取り組み現状については以上でございます。

○笹井委員

わかりました。ヒジキについては、給食センター建てる前から取り組みができるであろうというような話も聞いておりましたので、年7回、8回ですか、それはよくやられておられると思います。ありがとうございます。

ただ、魚については、もうこれは供給側の体制があって、光で揚がった魚は鮮魚にはなるけれども加工品にはならないと、そういうのが漁協とか漁業関係業者でやっているところがないというのは、これも私、地元でよく理解しております。他市ですと、ほんと、きちんとすり身にしたりだんごにしたり冷凍にしたりというのがあるんですけど、光はそういうところがないので、まずはやっぱり供給元のほうから何とか考えてかなきゃいけないかなと思っております。

ヒジキについては牛島産ということでしたけど、特にどうなのですか。牛島産じゃな

い室積産のヒジキみたいなものは特に当たられておられますか。情報とかがありますか。

○呉橋学校給食センター所長

私のほうから、その水産加工業者の方に問い合わせをしたら、現在、ヒジキをとっておるのは牛島の方だけという話を聞いておりますし、これ内輪の話になるのですが、その方も高齢化してもうやめたいという話がありますけど、何とか続けてもらうように我々は依頼をしておるところでございます。

○笹井委員

わかりました。供給側の問題があるように思いますが、一方で、消費側でそういうふうなことが取り組めるということであれば、供給側もある程度先が見越した経営ができるのかなとも思いますので、その辺両面から私どももよく確認しながらまた協力していきたいと思います。

終わります。

○大田委員

来年、高校総体が岡山であるのですが、このたびハンドボールが周南市、下松市、光市で、共催で受けるとお聞きしているのですが。今、周南市、下松市は準備を結構進んでいるのですが、光市はどのようになっているのでしょうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○村崎体育課長

おはようございます。全国高校総合体育大会、今、委員さんおっしゃられました、来年度、周南、下松、光の3市で共同開催をさせていただきます。

準備のほうですが、3市合同で開催ということで、実は私どものほう、この実行委員会を今週土曜日に3市で、共同で立ち上げるということで、この実行委員会の設立を経てからもろもろの準備を本格的に始めるという形で考えております。

ちなみに、競技日程のほうですが、御存じかもしれませんが、来年8月1日から8月7日までの間で、周南3市で開催されます。光市の光市総合体育館におきましては、8月2日から4日まで3日間で16試合を開催する予定で、今準備を進めているところでございます。

○大田委員

今、3市共同の準備委員会はこの19日にやられると。そのための光市としての準備は、何かされているのですか。

○村崎体育課長

県の実行委員会は既に動いておりまして、この実行委員会の動きを踏まえた上で、周

南3市で毎月のように実行委員会に向けた準備委員会を担当者のほうで重ねてまいっております。その実施要綱等につきましても、大方の筋はできておりますので、今週末に設立する実行委員会でお諮りをするという予定でございます。

○大田委員

周南3市の共同の実行委員会、県の実行委員は、それはわかるのですが、光市として、今、8月2日から8月4日に16試合をやられる。その準備としてだいしょう動いておられるのですかとお聞きしよるだけです。

○村崎体育課長

失礼しました。光市としましては、当然、この実施に向けまして準備は進めているところですが、あくまでも、ちょっと言葉は足りないかもしれませんが、3市で行うものでございますので、光市が単独で開催をするという形のものではございませんので、あくまでも実行委員会を設立後、会長、副会長、その他役員を決めた上で具体的な準備をしていきたいと考えております。

それから、これは高校総体でございますので、実際に動かれるのは高校生が主体となります。国体、ねんりんピック等とは若干大会の性質が変わってきますので、高校体育連盟それからそこにかかわる高校生の皆さんが主体となって行うということでございまして、私ども光市のほうとしましては、それに向けて会場の準備、設営等にお力添えをさせていただくなどバックアップをしていくという形で考えております。

○大田委員

わかりました。高校生がたくさん来られるので、泊まることもあると思いますし、いろいろなバックアップもあると思いますから、万全の体制で進んでください。
終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○四浦委員

何件かあるのですが、そのうち初めは先行委員も触れたことなのですが、新学校給食センターが運用されて1年と3カ月ぐらいたちますが、新学校給食センター開設以来、異物の混入は何件ありましたか、教えてください。

○呉橋学校給食センター所長

新学校給食センターになりまして、現在24件の混入がございます。

○四浦委員

何か、びっくりぽんしたっていう答弁だったのですが。

そうしますと、我々も承知をした、記者発表等で議員にも通知がありましたが、そのうち議員への通知というのは何件だったのですか。

○呉橋学校給食センター所長
3件でございます。

○四浦委員
24件中3件の通知があったというふうなことなのですが、主なもので、原因を究明もされたと思いますが、その結果については、現時点でどういうふうにつかんでおられますか。

○呉橋学校給食センター所長
主なっていうものでございますが、恐らくちょうねじとくぎ、そしてクリップについてお問い合わせだろうと思えますけど、まず、ちょうねじにつきましては、給食センターの調理員のヒューマンエラーということが大きな原因でございます。また、くぎにつきましてはいろいろな角度から調査しておりますが、現時点ではまだ明確な混入ルートは特定できていない。また、クリップにつきましては、現在調査をしており、今報告を求めているところでございます。

○四浦委員
何か、片仮名で言うと優しく響くのですが、調理員によるヒューマンエラーってこう言われましたのですが、ちょっと具体的にそこは教えてください。

○呉橋学校給食センター所長
野菜を切るための機械で野菜切り機というのがございまして、その野菜切り機の本体と野菜の投入口をちょうねじで固定しています。そのちょうねじなのですが、調理が終わった後に分解洗浄をします。その後にまた組み立てをするのですが、そのときのちょうねじの締め方が十分ではなかったというところでございます。

○四浦委員
ちょうねじの締め方が十分でなかったから、それが本体から外れて、いわゆる給食に混入をしたというふうなことなのだろうと思いますが、ちょっと角度を変えて、24件中3件が特徴的なもののように言われましたが、その他の21件というのは大まかに言って、一件、一件、細かく触れていただく必要はないのですが、特徴的なところを触れますとどういうふうになりますか。

○呉橋学校給食センター所長
多いものであれば、野菜なんかに入っている虫とか、髪の毛を含めた毛というところ

でございます。

○四浦委員

せっかく触れられましたから、虫だとか髪の毛だとかいうのは、調理の過程の中で混入されたものでしょうか。それとも別のことが考えられるのでしょうか。

○呉橋学校給食センター所長

調理の過程で混入したケースと、購入した加工品の中に入っていた両方のものがございます。

○四浦委員

その割合はどの程度ですか。

○呉橋学校給食センター所長

申しわけないですが、その割合については資料を持参しておりませんのでわかりませんが、ほとんどが調理の過程だと考えております。

○四浦委員

ちょっとお聞きすればするほど重大事態だというふうに思いますが、まず改善策は検討もし、実施もされているというふうに思われますが、そのことについて触れてください。

○呉橋学校給食センター所長

調理過程の異物混入につきましては、例えば機械のちょうねじの締めつけとかが十分ではなかったというお答えをいたしました。これは担当1人でやるのではなくて、調理員と責任者この二重チェック、そして調理前、調理中、調理後、その過程、過程でチェックを行うこと。または、調理員の服装についても、入室前にしっかりエアシャワーを浴びる、またローラーがけをする等、そういう改善をしております。

○四浦委員

髪の毛だとか虫だとかいうもので、ほとんどが調理過程で混入したというふうなお答えがありましたが、これらについてはどういう対策を講じていらっしゃいますか。

○呉橋学校給食センター所長

先ほど申し上げましたとおり、作業場といいますか調理室への入室の際には、しっかり服装点検、複数による見合わせ点検、またはローラーをしっかりかける、そういうことをしておりますし、虫につきましては、野菜についた虫っていうのが、一番可能性が高いということで、洗浄をしっかりする。あることを前提に考えながら洗浄するように

ということで対応しております。

○四浦委員

ちょっと角度を変えますが、今、調理員は委託業者だったかと思いますが、全て業者委託のメンバーでありましたか、どうですか。

○呉橋学校給食センター所長

調理については、全て委託業者が行っております。

○四浦委員

そうしますと、調理員の待遇と申しますか、そういうものにも当然関心を持つようになります。育ち盛りの子供たち、それから教育問題とゆうふうなことも考えますと、非常に重要な事態だというふうに思いますのでお聞きしますが、人件費については1人当たりの平均賃金というようなものはどの程度かというのは掌握されておりますか。

○呉橋学校給食センター所長

掌握はしておりますけれど、現在資料を持ってまいっておりませんので、正確な数字は申し上げることができません。申しわけありません。

○四浦委員

待機もしていると思われまますので、私の質問はちょっとこれだけで終わりませんので、メモなど用意をいただければというふうに思います。

では、調理員についての、例えば社会保険はどういうふうになっているか。あるいは、交通費だとか退職、退職金がふえたらいいかどうかよくわかりませんが、そのあたりはどういうふうになっているか、つかんでおりますか。

○呉橋学校給食センター所長

まず、社会保険につきましては、社会保険に加入している社員、してないパート等があります。交通費については、支給はされております。そして、退職金については、ちゃんと確認をしなければいけないのですが、パートさん等についてはないと聞いております。

○四浦委員

せっかくお答えいただいたのですから、その委託業者の中で調理員、正職員とパート、その割合を人数で教えていただければと思いますが。あわせて、そこらのパートと正社員の調理員と仕事の内容だとか、あるいは待遇等でどの程度違いがあるのか、そこらもお聞きしたいと思っております。

○呉橋学校給食センター所長

大変申しわけないですが、そのあたりの正確な数字を持ち合わせておりませんので、また後日お知らせする等によって対応させていただきたいと思います。

○四浦委員

先ほども言いましたように、私の質問はもうしばらく続きますから、その間に、今言った話は非常に単純な話ですから、メモ等を届けられるようお願いをしておきたいと思います。

そうですか。重ねてお聞きしたら悪いですけども、調理員の中で正社員とパートと二通りあるということで、待遇に相当開きが、この二通りで、あるようにも思いますけれども、そこはどの程度のものなのかということもわかりませんか。

○呉橋学校給食センター所長

これについては確認をいたします。

○四浦委員

答弁聞いていて、ますますびっくりぼんちゅう感でありますけども、やっぱり異物混入が繰り返されていたということが、最初の答弁でよくわかりましたが、にもかかわらず調理現場でそういうことが起こっているのに、調理員の待遇について所長が全くここで答えられないというような事態というのはいかがなものかと、こうと思いますが、しかも後日答えるなどというようなそんな態度をとるというふうなことなのですが、後でメモが用意したら教えてください。

次に移りたいと思います。私、本会議、一般質問で幾つか教育委員会とのやりとりをいたしました。なかなか欲張って、全部で3つのテーマやったものですから、時間的な制約もあり、聞きたいことの半分も聞いていないものですから、委員会で少し、おさらいも含めてお聞きをしたいと思います。

まず、図書館問題です。閉架についてお尋ねをしたいと思いますが、以前の議会のやりとりの中では、閉架の蔵書数こういうものも答弁があったように思いますが、現時点では、閉架幾ら、開架されている、いつでも見られるという図書、蔵書がいかほどになっているか、これをまずお尋ねします。

○末岡図書館長

平成26年度末現在でございますが、図書資料全体で19万4,037冊でございますが、開架図書のほうが6万9,092冊でございますので、閉架が12万4,945冊ということでございます。

○四浦委員

聞きますと、ほぼ3分の2が閉架であるということなのですが、閉架というのは一般

的には見られない状態になっているわけでありましてけれども、これを開放する期間というのは1年間でどの程度あるものですか。

○末岡図書館長

年間4回に分けて実施して、合計で16日間開放をいたしております。大体400人ぐらいの方が利用されております。

○四浦委員

せっかく400人だという非常に少ない数を言われたので、私のほうが補足したらおかしいのですが、これは開架であろうと閉架であろうと、その蔵書されている図書については、ネット等ではきちんと見ることができるのだと思いますが、いかがですか。

○末岡図書館長

ネット予約ももちろんできますし、通常でも蔵書しているものにつきましては、職員が希望のものを持ってまいって貸し出しをいたしております。

○四浦委員

お隣の下松で新図書館が建設をされましたから、これはその閉架というものはないだろうというふうに思うのですが、県内でどの程度の図書館が最近、ちょっとこれは一般質問でも触れたことなのですが、図書館協議会会議というものが毎年度2回開かれておりますが、ここでは強い要望があって、下松やら周南市の新南陽、そういうところの新しい図書館の見学視察をやりたいという希望が強いようでありましたが、今に至るまでその実現をされてないようですが。

まずお尋ねしますが、県内で新しい図書館を、いわゆる平成の合併、合併特例債を活用するなどして建てられた図書館はいかほどあるか、教えてください。

○末岡図書館長

平成19年からございまして、8館ほど掌握をしております。

具体的に申し上げますと、平成19年に柳井市の大島図書館、平成20年に山口市の小郡図書館、平成22年に山口市秋穂図書館、同じく下関市立中央図書館、平成23年に萩市立萩図書館、それから平成25年に宇部市の学びの森くすのき、それから平成27年に新南陽図書館、それからこれは今からのことになりますが、平成28年4月開館予定の萩市立明木図書館ということで、調査の結果そのような状況でございます。

○四浦委員

本会議一般質問では、教育長並びに教育部長はその視察に行ったという話がありまして、視察に行った話はお聞きしましたが、せっかく8館も、平成の合併に絡んでといたしますか、合併特例債などを使われて新しい図書館が県内にはできている。視察に行った

というだけでは、ちょっとその答弁になっておりませんので、見られて我が光市の図書館と対比をしてどのような特徴があるというふうに受けとめられたか、お尋ねします。

○末岡図書館長

現在、補助金が使われて建てられるということはないので、新しい図書館については独自のものが取り入れられているということで、館内で喫茶、飲食ができるようなコーナーを設けているところもありますし、閲覧コーナーも広くとられていて、全体的に広いということ。それから、最新のIT機器が導入されているとか、来館者持ち込みのインターネット端末機が無線LANによって館内で使えるとかといったもの等、いろいろ新しいものが取り入れられていること。それから、雑誌等も多く、また、特に下松市なんかは児童コーナーが充実しているというふうに感じております。やはり、新しいところは進んだところを見て建てられているというところで、随分よくなっているなという感じを受けております。

○四浦委員

その新しい8館については、もちろんそうだと思うのですが、閉架というようなものはないと思われませんが、いかがですか。

○末岡図書館長

全くないというわけではなくて、古い図書については、貸し出しができないような状態にあるようなものについては、閉架に置いているということはありません。ちなみに、お隣の下松市立図書館においても、1割程度はやはり閉架になっているというふうに聞いております。

○四浦委員

それは、私は思い違いしていました。新しいのを建ったら全部開架かと、もうおいでなさいませという雰囲気かと思ひ込んでおりましたが、1割程度は、しかし比較にならないです。光市の図書館の場合は、むしろ3分の2近くが閉架になっているというふうなことで、わかりました。

図書館問題については、もう一、二、お尋ねしますが、正規職員、たしか5人だったと思いますが、非正規職員は12人あるというふうに聞いておりましたが、そのとおりであったでしょうか。

○末岡図書館長

そのとおりでございます。

○四浦委員

もう一度尋ねます。ちょっと本会議の答弁が不明瞭であったところですが、そのうち

正規並びに非正規の職員の中で、それぞれ司書の資格を持っている職員は何人でしょうか。

○末岡図書館長

正規職員で司書資格を持っておられます者は2人おられますが、現在1人は育児休業中でございます。それから、嘱託職員、現在1名でございます。資格を持った者は1名です。そのほかには、現在資格を持った者はございません。

○四浦委員

国家試験で図書館の専門職である司書の資格を持った者というのは重きを置いていると思いますが、司書に関して特別の手当というものはついているのでしょうか。

○末岡図書館長

特別な手当はついておりません。ただ、有資格者については、臨時職員については、一般の事務職よりは単価が高く設定をしております。

○四浦委員

臨時職員のその単価の高いというのは、どの程度のものなのでしょうか。

○末岡図書館長

有資格者が日額7,160円で、無資格な方は6,300円でございます。パートも同じように、1時間当たりが、資格なしが740円で、有資格者は840円という形での差があります。

○四浦委員

わかりました。これはちょっとわかり切ったような話をお聞きしますが、非正規の職員が、パートも言われました、臨時職員も言われました、それは臨時職員の場合とパートの職員の場合は、日額と時給というふうにも触れましたから、おおよそのところは見当がつくのですが、どういう違いがあるのですか。それから、非正規職員の中で臨時職員とパート職員数はそれぞれ何名なのですか。

○末岡図書館長

パート職員につきましては、週4日、5時間勤務の方が1名、週5日、5時間勤務の方が2名でございますが、そのうち1名は9時から3時まで休憩時間を挟んで5時間、それから正午から5時までの午後の勤務の方が1名おられます。あとは、臨時職員でございますが、大体月20日程度、週5日ということでございますので、大体20日、ちょっと超えるとき、22日のときもあれば19日のときもあるということでございます。

○四浦委員

市の、ちょっと畑違いになりますが、専門職である保育園だとかあるいは幼稚園の先生で臨時、パートいらっしやいます。特に臨時職員というものがいらっしやいますが、そういうのと対比をしたことはあるのでしょうか。

○委員長

四浦委員、所管またがっている部分もありますので、その辺は慎重に質疑をお願いいたします。

○四浦委員

いや、委員長、私は、今の有資格者なども含めて調べているので、そういうことを対比したことはあるかと聞いておるだけです。

○末岡図書館長

対比したことはございますし、同じような扱いでございます。

○四浦委員

わかりました。ちゃんと調べておられるということでありました。

それでは、ちょっと今度は次の質問に移りたいというふうに思います。

これも本会議の続きになるのですが、教育予算の関係です。本会議では、下松と周南市と比較して光市の教育予算はぐんと低いということがわかりました。

やっぱり違いはあるかと思いますが、何も下松が、例えば今中学校の建設にかかっていたりします。あるいは、光市の場合は学校給食センターの建設がありましたし、学校の耐震化工事もこれは教育予算の中に組み込まれて、私のほうは、本会議の中でお尋ねしたのは、単年度で聞きますと、例えば光市の学校給食センターは平成26年、25年度がちょっとかかるかな、26年度などは突出をしていたというふうなことがありますので、単年度の比較はなかなか正確に出ない。5年間の平均でお尋ねして、3ポイントから4ポイント、光市が8.4%だったです。全歳出に占める割合の教育費の割合が、そういうふうにお答えにもなりましたが。

本会議ではもうそれ以上の詳しい、数字だけの答弁をいただいただけにとどまっていたのですが、どういうところに違いがあるかというのを答えていただけますか。

○蔵下教育総務課長

下松市、周南市において、それぞれ重点的に取り組む内容や目指すべき方向性、市の置かれた現状等違いがありますので、なかなか一言では言えない部分はありますが、おおむね傾向とすれば、その平均で比べた5年間については、ある程度、比較的大規模な建設関連事業が行われています。

例えば、下松市においては、校舎の耐震化事業を初めとして、市民交流拠点施設の整備事業、あるいは先ほど出ました図書館の整備事業を集中的にしておられます。また、

下松市においてはまだ木造校舎もあります。そういった中で、補強だけで終わらない耐震化もありますので、経費もかさんでいるという話も聞いています。

周南市においても、小中学校の耐震化事業を同じような形でしています。それから、一部の小中学校においてプールの改築もあります。また、文化会館の整備事業もあり、そういう事業をある程度集中的にしておられますので、光市に比べて教育費の構成比が高いと認識しております。

○四浦委員

ちょっと言いわけめいた御答弁をいただいたのですが、文字どおりそれが教育予算を重視している近隣のほかの市と光市の違いだろうと私は思います。

本会議の答弁では、山積みする教育課題に対し、市教育委員会では、本年度も生きる力を育む学校教育の推進を初め教育環境や社会教育、文化、スポーツ、食育等の各分野から9つの重点施策を掲げ、教育の根幹を担う家庭と学校、地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ互いの連携と教育を深めるとともにというふうなものもありましたが、この質問の項で締めくくり的にお尋ねをするのですが、教育長なり教育部長なりお答えをいただければ幸いですけれども。

このような教育の重要性を鑑み、それにしてみてもやっぱり光市の教育費、教育予算が県内で13市中10位だったですか。ビリから数えて近いというような状況というのは、これをどういうふうに見るか、どういうふうにより改革していくか。決意のほどをお尋ねしたいと思います。

○能美教育長

本会議での答弁を御紹介いただきました。教育の施策については、9つの重点施策を掲げてこれまで取り組んでまいりました。ハード面もちろんですが、ソフト面につきましても、特にこれからの社会を担う子供たちに視点を置いて、しっかり取り組んでいかなければいけないと思っております。

教育予算の他市の状況との比較というものは、取り組みの結果がどうついてくるかという面もあると思います。私自身は、これまで同様ソフト、ハード両面においてしっかりと未来を担う子供たちに視点を置いて教育行政に取り組んでいきたいとこのように思っております。

○四浦委員

引き続き、また今の課題については、後日ということになりましょうか、議論を深めてまいりたいというふうに思いますが。

私のほうの質問で最後になりますが、一つは、前回のたしか委員会でお尋ねした記憶があるのですが、臨時採用の教師について、一般的に臨採などと呼ばれていますが、県の採用だったかと思いますが、これが前回9月の委員会で2人、未補充、補充されていない、中途退職をされた中で、ということでありましたが、それはその後どういうふう

改善をされているか、お尋ねしたいと思います。

○弘実学校教育課主幹

欠員になった2名につきましては、9月の夏休み明けの段階で1名、それから後期が始まる10月の段階で1名補充できておりますので、現在のところ欠員はございません。

○四浦委員

明確な答弁をいただきました。

それでは、ちょっと続けて臨採の教師についてお尋ねをしますが、年収はいかほどになっているかというのは、いかがでございますか。

○弘実学校教育課主幹

それぞれ経験年数、年齢等で異なっておりますけれども、詳細な資料については今手元にご覧いただけますので、また後日お知らせできたらと思います。

○四浦委員

臨時採用教員の場合も、ほぼ正教師の場合とほとんど変わらないお仕事をなさいます。それで、今手元に資料がないなどというような答弁をいただいたら困るのですが、大体いかほどですか。

○能美教育長

額については手元に資料がありませんけれども、基本的に常勤の臨時的任用者、これについては本務者とほぼ同じであります。違いはないと、このように認識しております。

ただ、時間をお願いをする非常勤講師、これについては1時間の単価が決まっておりますので、違いはありますが、常勤については本務者と基本的には変わらないと、そのように認識しております。

○四浦委員

その時間、非常勤者でないほう、今変わりが無いと言われたのは、一般の教師と全く変わりが無い、待遇その他を含めて全て同じだというふうに受けとめてよいわけですか。

○能美教育長

月額給与等は基本的に同じと認識しております。

○四浦委員

退職金等についてはいかがでございますか。

○能美教育長

これは任用期間が極めて短くなりますので、あるのはありますけども、何十年も継続して任用している本務者との違いは当然出てくると受けとめております。

○四浦委員

わかりました。

それで、臨採の教師については担任を持つ先生もいらっしゃるのですか。

○弘実学校教育課主幹

担任を持つ教員もございます。

○四浦委員

この場合も、全く正規の教員と待遇は同じだということによろしいのでしょうか。

○弘実学校教育課主幹

担任のあるなしにかかわらず、同じでございます。

○四浦委員

ちょっと念のためお聞きしますが、一時金、ボーナス、そういうものも変わりはないわけですか。

○能美教育長

雇用期間によって、例えば最初の一時金、これについては条件がございますので、一定の条件に達していなければ100%出ないということもあると思いますが、基本的な考え方としては、違いはございません。

○四浦委員

わかりました。

以上で終わりますが、先ほどお尋ねした、保留になっているというか、後日お答えしますというふうに言われた件であります、これは何か通知か何かいただきましたか。

○呉橋学校給食センター所長

申しわけありません、まだでございます。

○四浦委員

今の異物混入が、ほとんどが学校給食センターの調理過程で出たということなのですが、これは新学校給食センターになってからとその前とで、ほぼ同じ期間で比較するとどの程度の違いがあるか、これは答えられますか。

○呉橋学校給食センター所長

申しわけありません。資料を用意しておりませんが、ただ、26年度の4月から7月までの件数であれば7件という数字が出ております。

○四浦委員

先ほど答えられた新学校給食センター運用されてからは、1年と3カ月ぐらいでしょうか、4カ月になりますか、その期間と7カ月とを比較すると、7件ですか、その前の、ふえているのでしょうか、減っているのでしょうか。

ちょっと答えにくいみたいですね。

25年度についてはいかがですか。

○呉橋学校給食センター所長

大変申しわけありません、25年度についても現在数字を持ち合わせておりません。

○四浦委員

どうも、こういうのは不可解な答弁になりましたですね。私が直接、ここの部分については、異物混入問題については、通知をしとったわけじゃないが、先行委員は通知しとったようです、質問しましたから。そういうふうなことにあって、新学校給食センターが建設前後でどの程度の違いがあるかぐらいのことは、常識的な問いかけだというふうに思いますが、そういうものによく答えられんというふうなところに、少々ですが、運営に不備があるというか、ずさんだというふうなことが言えるのではないかと思います、そのことも指摘して、全ての、私の質問を終わります。

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第72号 平成27年度光市一般会計補正予算（第4号）〔所管分〕

説 明：森重財政課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

※報告事項

①光市人口ビジョン（案）及び光市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）

説 明：岡村企画調整課長 ～別紙

質 疑：

○田中委員

済いません。数点、質問させていただきたいと思います。

まず、人口ビジョンの最終案についてなんですが、18ページになります。

ちょっと全体的に解説は載っているのですが、分析はないのでというお話を以前からさせていただいていたのですが、この18ページを見ると、平成7年と9年あたりの人口を見ると、人口がふえているっていう状況があります。その要因が何だったのかっていうことをちょっと教えていただければと思います。

過去を知り、未来に生かすことが必要だと思うので、このあたり、光市に何が起こったのかを知れば、今後何をすればいいのかが見えてくるのではないのかと思いますので、そのあたりの分析と考え方についてお聞かせください。

○岡村企画調整課長

平成7年から9年ごろでございますが、ちょうどこの人口ビジョンで申しますと、10ページ、それから11ページのグラフを載せておりますが、このグラフが示しますように、ちょうど自然増減も転換時期でございましたし、なおかつ社会増減というのも拮抗しているような時期でございました。こうした流れがかみ合って、平成7年と9年については、人口が前年比で増加しているということが、この18ページのグラフからも明らかになっているわけでございます。

この人口の推移は、当時の景気の動向、あるいは地元の企業の雇用の状況、また宅地

の開発状況、また大きな社会現象などもあるかもしれませんが、そういった要因がいろいろ複雑に作用した結果であろうかと思えます。多くの場合、なかなか原因の特定が困難であるのが現状だろうと思えます。

こうした中、この時期の本市で何がどうだったかということをお尋ねいただいたわけなのですけれども、当時というのは、ちょうど、例えば周防工業団地でカンロひかり工場が竣工をしたとか、ソフトパークへの企業進出が始まったような時期でございましたし、例えば市営住宅についても、領家台市住でございますとか、花園住宅などが完成をした時期だったろうと思えます。また、調べてみますと、今のシルトロニック・ジャパンの前身でございましたニッテツ電子のほうで、この時期、従業員が200名ぐらいふえているといったような状況もあったようでございます。

このほかにも、ちょうど平成不況から脱して、徐々に景気が回復基調に向かっておりましたこと、また、平成7年には阪神淡路大震災というような大きな出来事もございました。こういったようなことがいろいろ作用した結果ではないかということ、想定をしているところでございます。

ただ、あくまで想像の範囲ということでございまして、直接的な原因については、なかなか解析に至ってないというのが現状でございます。

○田中委員

ありがとうございます。

前ページからも見ても、全国的な流れでもあるのではないのかっていうところもあったのですが、ちょっと私も他市のやつを見たことがないので、ちょっとお聞きしてみるのが、ほかの他市でも同じようなもの、人口ビジョンのほうで示されていると思うのですが、他市でも大体こういうような平成7年、9年ごろには、こういう人口増の現象が起きていたのですか。例えばこの周南3市とか、このあたりではいかがでしょうか。

○岡村企画調整課長

申しわけございません。今ちょっと手元に他市のこの当時の資料を持ち合わせてないので、お答えができません。

○田中委員

わかりました。

本市ならではの企業の団地ができたとかいうお話、また住宅ができたっていうお話もありましたので、やっぱりこのあたりが何かの影響を与えているのかなっていう想像もできますので、そういったことがやっぱり人口増には必要なことになってくると思いますので、そのあたりも今後の取り組みとして重要なことだと思えますので、しっかりとした取り組みをお願いしていきたいと思えます。

続きまして、41ページに転出者へのアンケートの結果が出ていて、全体的に住みやすいと感じられましたとか、いろいろ出ているのですが、この転出された方の転出理由

っていうものはお尋ねになっているのか。転勤とか進学とかでやむなく出ていらっしゃるのか、それとも、他市町のほうが魅力的だと感じられて移住をされているのかっていう部分は、もし聞かれていれば結果を教えてくださいたいと思います。

○岡村企画調整課長

転出者向けのアンケートの中で、転出理由を尋ねる項目を設けておりまして、その中を見ますと、最も大きな理由は、やはり進学、就業、転勤のため、これが49.2%、ほぼ半分でございます。次いで、結婚のためというのが27.5%、約3割でございます、こうしたことから、やむを得ずといいますか、いろいろそういった理由をもってのことだというふうに捉まえております。

○田中委員

了解しました。

これ、全体的にアンケートの結果報告のほうに掲載しておるのですが、これは、設問に関しては、あくまで概要版でやられていて、完全版なのが別にまだあるのですか。

○岡村企画調整課長

こちら、人口ビジョンに載せておるのは、全体の中の一部を抜粋して、主なものを掲載しているものでございます。

全体的な報告書については、今取りまとめを急いでいるところでございまして、今後人口ビジョンとか総合戦略を公表する際には、あわせて公表ができるように努めたいと考えております。

○田中委員

ホームページ等でぜひ公表を行っていただきたいと思うのですが、これに関しましては、やっぱりアンケートなどを見て分析することによって、市民の皆さんからパブリックコメントも募集してございましたが、そういった見方、分析も変わってくると思いますので、ぜひパブリックコメントとかを募集する前に公表していただいて、いろいろな市民の皆様からも意見をいただければと思いますので、今後の取り組みをしっかりとお願いしたいと思います。

続きまして、36ページになります。36ページに出産・子育て編ということで数値が記載されておりますが、この独自のアンケートを、このたびの計画を立てるときにやられて参考値として載せてらっしゃいますが、この、以前、子ども・子育て支援計画策定でアンケートも行っておるのですが、そのアンケートを参考にせずに、今回の行ったアンケートを目標にしてここに記載した理由について、お聞かせいただけたらと思います。

○岡村企画調整課長

このたび行いましたこの地方創生に関するアンケートでございまして、人口ビジョン、

総合戦略の策定に向けて、人口問題というような観点から、仕事や結婚、出産、子育て等に関する市民の希望や意識等を調査したものでございます。こうした考え方がございますので、対象者につきましては、結婚や出産の有無を問わずに、また、このようなライフステージをこれから迎えられる方も含めまして、18歳から49歳までの方をアンケートの対象といたしました。

委員さんがおっしゃいました子ども・子育ての関係のアンケートでございますが、こちらのほうは小学校就学前のお子様の保護者、また小学生児童の保護者といったような子供を既にお持ちの保護者の方を対象とした調査でございますので、そういった意味で、それぞれのアンケート調査は、求める計画の趣旨が異なっておったかと思えます。

そういうふうなことで、地方創生に関するアンケートにつきましては、独自でその辺のこの対象者を抽出して行ったものでございます。

○田中委員

わかりました。

それで、このアンケートについてなんですが、5年計画の目標値が示されていて、全体的には45年という目標の中で取り組んでいくのですが、このアンケートはまた独自に5年おきに行って、評価を行っていくっていう考えでよろしいですか。

○岡村企画調整課長

現時点ではっきり決めているわけではございませんが、恐らく5年後にも同じような形でアンケートをとるようになるというふうに思います。評価検証の中で、そのアンケートの数値を使うようになるのではないかと考えております。

○田中委員

わかりました。

これ、基本的には子ども・子育てで行ったアンケートとはまた別のものっていうことだったのですが、今回見させていただく中で、自分自身もちょっと混乱したところがあって、この総合戦略のほうでいうと、7ページに、成果目標に希望する子供の数が示されているのですが、ちょっと以前もお話聞く中で、やっぱその出生率とかにしても、本当0.何%の世界でそれを目標にしてやっているの、数値が違うっていうことは、大きく政策も変わってくるのではないのかなと思うところです。

そして、子ども・子育て支援計画のほうをちなみに、これが、対象が保護者ですけど、1,320人対象にしたものなのですが、それから出た、いわゆる理想的なお子様の数、将来的に持ちたい数っていうのは、計算して出されましたでしょうか。

○岡村企画調整課長

将来的に持ちたい子供の数というのは、この総合戦略を策定する上で定めた数字については、地方創生に関するアンケートの結果によって算出をさせていただきました。

○田中委員

人口ビジョンのほうからいうと、理想的なお子様の数2.42っていうことで、先ほど40歳までの方を対象にということでおっしゃられていましたけど、40歳来れば、もう現実問題、人には1人持ってらっしゃる方も1っていう数になってくるのかなっていうところもあって、私もこの子ども・子育てのほうを全部計算してみたら、実は1,320人対象で、就学前と小学生と合算でいくと、2.68人という数字が出ていて、これだけでも0.26ぐらいの差が出ております。

それで、子ども・子育てのほうでも、一つの数値、ビジョンを持って取り組む中で、こちらのほうではこの数字を目標にするのだけっていうことがあって、何か2つの数字が出ることによって、市の方向性として混乱する部分があるのではないのかなと思うのですが、そのあたりについて、企画部としての考えをお聞かせいただければと思います。

○岡村企画調整課長

先ほどのちょっと繰り返しにもなるのですがけれども、確かに子ども・子育てのアンケートのほうでも、育てたい子供の人数、あるいは育てることができる子供の人数、こういうふうなお尋ねをしておられます。総合戦略の本来の趣旨を考えますと、やはりうちとしては、地方創生に関するアンケートに基づく数値を使用するほうがふさわしいというふうに考えております。

こうしたことで、委員さんが御懸念されるようないろんな誤解でございましたり、わかりにくいという声がもしもございましたら、そのあたりは十分説明を尽くしていきたいなと思っております。

○田中委員

わかりました。

本当に子育て世代、安心して産んで育てる環境をつくるために取り組むものだと思いますので、本当に皆さんの希望をかなえられるように、今後の施策の策定に生かしていただけたらと思います。このあたりは、もう今の段階で言ってもしょうがないと思いますが、しっかりとやっぱり市の目標として、一つ柱を立てて取り組んでいただければと思います。

そして、総合戦略のほうの19ページになります。ここに、「光」の発掘！発信！知名度向上戦略の中に3つ、1、光に触れて学ぶ機会の創出、2、光をテーマとしたアート企画展等の開催、3、発光材を活用した公共施設の整備と記載があるのですが、今までの説明の中でも、若手職員の光発信プロジェクトチームからの提案ということはお聞きしてしまして、大いに期待はしておるところなのですが、この3件について、ひょっとしたら予算が絡むのでちょっと難しいのかもしれませんが、事業の具体的な説明をいただけたらと思います。

○岡村企画調整課長

この3つの事業についての説明ということでございます。この3つの事業それぞれについてのプロジェクトチームからのもともとの思いというような形で、少し御紹介をさしてもらえたらと思います。

まず、光に触れて学ぶ機会の創出でございます。この提案は、子供たちに普段の授業では体験することができないような化学としての光に触れる機会を創出、つくっていかうということを想定したものでございます。こういった授業を通じて、子供たちの化学を含めた視野を広げるとともに、光市としても教育に独自の色を出していかうというようなことを趣旨として提案を受けたものでございます。

それから、光をテーマとしたアート企画展等の開催でございます。こちらは、市民が広く文化や芸術に触れる機会をつくり出して、文化や芸術に対する市民の意識を深めていかうといったような思いで提案を受けたもので、光をテーマにした市民参加型の企画展を開催していかうじゃないかというようなことが、プロジェクトチームのほうのもともとの意図でございます。

それから、発光材を活用した公共施設の整備でございます。この提案は、日照時間が長いという光市の特色、特性があるわけなのですが、こういった特性を生かして、公共施設の質を高めることができないかといったようなところからの発想でございます。例えば、ウォーキングコースに光を蓄えるような素材を敷いて、仕事が終わった後でも安全にウォーキングできるような環境をつくったらどうかとか、そういったようなアイデアなどもこの中にはいただいております。

以上が、プロジェクトチームの一応提案ということで申し上げました。提案本来の意図ということで、申し上げました。ただ、こういった提案をこれから具現化していく中では、いろんな課題があるかと思っております。そのまま実現させるというのも、非常に難しいものがあるかなというふうに思っております。

こうしたことから、こういった提案の趣旨も踏まえながら、そういった中でどのように課題を解決して、どのような形にしていくのか、そういったことについて、まずは事務的な整理もしていく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

○田中委員

今提案ということで受けているという御説明をいただきました。本当、でも、若手の職員がこういう企画を考えて提案してくるっていうものは、非常に私もいい取り組みだと思っております。

ただ、光市として、やっぱり協働のまちづくりを今進めている中で、昨年、一昨年と、出会いカフェっていうものも実施されておりました。その中で、協働の政策立案が始まっていくものだろうと私も思っていましたし、一般質問など、議会でも私もずっと求めていたのですが、例えば、市民側からの提案事業といえば、今元気なまち協働推進事業っていうものがあるのですが、それは、書類を出してプレゼン審査を受けて、20万円という補助金を手にするわけなのですが、この若手職員から来た提案というものは、こ

ここで今御説明をいただきましたけど、市民の審査というか、市民に問うことなく何か進められるような違和感を実は私自身は感じております。

光市のまちづくりの基本理念でも、共創と協働で育むまちづくりが進められるっていうものがありますので、ちょっと厳しいことを言いますが、市役所の内輪で行っているようなちょっと雰囲気を感じるので、例えば今周南市が、職員提案制度の公開プレゼンテーションっていうホットチャレンジ周南というものも行ったりもしておりますので、ぜひこれ、計画の中に出されているものなので、ぜひこういったような取り組みを入れながら、市民との協働の政策の実現というものを行っていただけたらと思います。

以上で終わります。

○笹井委員

では、地方創生の総合戦略のほうをお伺いします。

最初に、大ざっぱな質問なのですが、ここで、総合戦略（案）が上げられていますけど、これについて、予算的にはどれぐらいの規模で取り組むのか。また、これに取り組むときの財源はどうなっているのか。この辺は何か決まってるものがあるのでしょうか。

○岡村企画調整課長

予算規模についてのお尋ねでございます。

新年度予算編成の中では、この総合戦略の推進に関する予算枠を特別に設けているといったようなことはございません。しかしながら、平成28年度の予算編成方針の中で、重点事項ということで総合戦略の4つの政策目標の実行というような考え方も示されています。

総合戦略を推進する立場でございます私ども企画調整課といたしましても、各所管に対して、まち・ひと・しごと創生に関するいろんな予算提案を求めていきたいと考えております。予算枠については、申しあげましたように、特別に現在定めているというものではございません。

もう1点、財源について、でございます。地方の自主的・主体的な取り組みを支援するというところで、国において、平成28年度より新型交付金を創設することになっております。その支援対象となっております事業内容については、まだ具体的な情報が示されておきませんが、予算規模につきましては、概算要求時点で1,080億円、事業費ベースでは2,160億円というふうになっております。

一方で、新型交付金以外にもいろんな省庁で地方創生関連の個別施策の積み上げということで、今7,800億円の予算が概算要求をされているといったようなことでもございます。そのほかにも、今年度の補正予算に向けて国のほうが、仮称ではございますけど、地方創生加速化交付金という交付金を計上するといったような情報も伝わってきております。こうしたものが、一つの大きな財源ということになろうかと考えております。

○笹井委員

わかりました。

枠で先に予算をとって、中で詰めるというのも、予算編成上は、ちょっと私たちはどんなやり方だと思っと思っていますので、いろんな交付金を使いながら積み上げていくということで、それはよろしいかなと思います。

ただ、これ、どうなのですかね。28年度予算、これから編成されて、この2月の終わりには発表されるわけですけれども、そのときに、地方創生についてはこれだけの額がかかりましたよという、そういう仕分けと発表というのはされる予定があるのでしょうか。

○岡村企画調整課長

その辺のわかりやすいお示しの仕方については、また工夫もさしていただければというふうに思います。

○笹井委員

わかりました。

私ども、こうやって計画ものを審議するに当たって、計画は計画で見ますけれども、やっぱ予算でどの事業がそれに当たっておるのかということ、そして財源的なものも含めてきちんと遂行されるかどうかというのは十分審議の対象になろうかと思っしますので、そういう観点からまた案が出てくるのをお待ちしたいと思っします。

じゃあ中身に入っていきます。

20ページでございますが、20ページの目標の下段、移住者の安心サポートで、中に、一番上に、光市の暮らしを体験する機会の提供の検討というのがあります。これ、具体的にお聞きしたいのですけれども、どういうふうなパターンを考えておるのかと。

私どももいろいろ人口定住なんかの視察もしましたし、勉強もしましたけど、市内の宿泊施設の助成をするとか、あるいは民泊をするとか、あるいは空き家を改装したお試し宿泊施設をするとか、あるいはホテルでいいけど補助するよっていうような市もあるようです。この辺、この光市としてはどういうふうな方向を想定されているのか、お知らせください。

○岡村企画調整課長

先進事例では、委員さん今御紹介いただきましたように、移住を考えている人に実際の暮らしを体験してもらおうということで、空き家を改装したり、アパートの1室を借り上げたり、ホテルの助成というようなものもあろうかと思っします。そういった形で取り組みを進めておられます。

こういったお試し居住体験暮らしということも念頭に置きまして、こちらの光市での暮らしを体験する機会提供の検討というものは位置づけておりますが、現時点でそういったいろんなパターンがあるのは承知しておりますけれども、こういった方法を選択するかについては、まだ具体的にちょっと申し上げられるような状況ではございませんの

で、そのあたり御理解いただければと思います。

○笹井委員

わかりました。

この辺も具体的に予算の中で出てくるのかなと思いますが、この部分は割とすぐに取り組める分野でもあるというふうに思っています。これ、私どももいろいろ空き家のネットワークのボランティアなんかやっていますが、これ結構ニーズがある部分だと思っていますので、また今後いい提案、計上がなされることを期待したいと思います。

次に、34ページにまいります。34ページの一番下の項目ですが、一番下の歳入確保の強化というのを施策として上げられています。これ、どんな計画でも大体、こういうのはあるのですが、具体的にこういうものを考えとるとか、そういう具体的な施策の当てはありますでしょうか。

○松村行政改革・情報推進課長

歳入確保の強化ということで、取り組みの具体的な内容に関するものですので、私のほうからお答えさせていただきます。

この歳入確保の強化につきましては、重要業績指標、いわゆるK P Iを市税収納率の現状値よりも向上と目標設定をさせていただいておりますように、税、使用料等の収納強化や口座振替制度の推進、滞納処分の積極的な取り組みなどを想定しているところでございます。

当てはあるのかとのお尋ねでございますが、安定した財政基盤の確立に向け、第2次行政改革大綱や財政健全化計画に基づき、各所管課において歳入確保に取り組んでいるところで、現在のところ、新たな徴収の強化策というものの想定はございませんけれども、安定した財政基盤の確立は今後も重要な課題でありますことから、関係所管において、これまでの取り組みをより効果的に、そして着実に進めるなど、収納状況の改善に努めてまいりたいと考えております。

また、新たな財源という視点からは、第2次行政改革大綱において、市刊行物の有料化や封筒等への有料広告の掲載などを例に示して、歳入の確保に努めることとしております。

こうした取り組みにつきましては、これまで市民課や税務課などの窓口用封筒、市広報やホームページ、庁舎案内板、ごみ収集カレンダー、観光パンフレットなどでの有料広告の掲載、また古紙類の販売などを行っており、直近の例で申しますと、本年2月にあいぱーくで、広告付きの庁舎案内板の設置を行ったところでございます。

こちらの当てにつきまして、現時点で新たな財源確保の策というのは持ち合わせておりませんが、これまでもさまざまな御意見もいただいておりますし、他市の事例等も参考にしながら、自主財源の確保について検討してまいりたいと考えております。

○笹井委員

歳入確保強化について、主に歳入とか税を担当する市民部は、これはもう市民部の業務の大半はそちらのほう、スタッフが配置していますのでやられていますし、これは決算できちんと数字も出てくるわけですが、それ以外の全庁的な歳入確保の強化についてが、いろいろ方針は限られるのですが、そのやっぱり具体策の進行がなかなか見えてこない。

今回これのプランに上げられていますけれども、じゃあ実際に何をするのかというのは、これは各課任せじゃなくて、やっぱり企画のほうできちんと方針を決められた上で、それが全庁的に取り込まれるような指導までが、これが私、企画のお仕事だというふうに思っておりますので、この点をちょっと、今回計画ですから、これ以上書き込むことはないと思いますけれども、具体的な自主体制については私も注意して見ておきたいと思えます。

刊行物の有料広告などはやっておりますが、他市を見ますと、市が所有する物品、特に中古品とか廃棄品のオークションの競売とかいうようなところで、しかもネットを使うというようにとこまでやっておいて、数字を出しているところもありますし、そういう新しい分野のチャレンジというのはぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

今は人口ビジョンと総合戦略だけです。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）それ以外はまた後ですね。

終わります。

○森重委員

1点だけちょっとお聞きいたします。

前回ちょっと、私も一般質問でずっとこの地方創生さしていただきましたけども、これをつくれる時点でのいろいろ背景的なものになりますけども、国の情報支援の一環として、RESAS、地域経済分析システムを本市独自でいろいろ検証をされたというふうな答弁をいただいておりますので、その中で、やはりビッグデータを国がネット上ではかなり提供しましたけども、なかなかそれを自分たちが見て判断して分析するのは確かに難しかったところを、光市では独自でやっぱりそういう勉強会を開催されていたということ、ちょっと初めてそのときに知ったわけですけども、そういう中で、本市の現状等についての分析や意見交換等を行ったところだというふうな御答弁をいただいております。

その状況をお聞きしたいのと、それを受けて、どのようにこの人口ビジョン、ひと・まち、この冊子、案をつくる上で、どのようにそれが生かされたかといいますか、そのあたりがお聞きできれば、ちょっとお聞きしたいというふうに思えます。

○岡村企画調整課長

委員さんお尋ねのように、社会経済分析システム、いわゆるRESASを、8月の末だったかと思うのですが、国の担当者に来ていただいて、地方創生にかかわりの深い経済部でございますとか、福祉保健部、それから政策企画部の職員で受講をいたし

ました。

その際のいろんな意見交換の内容なのですが、何分私どもも不慣れな点もいろいろ多くて、どういうふうに進めたらいいのかというのは先方任せの部分もあったのですが、一つには、先方のほうが光市の状況を、産業構造などを分析した資料を持ってきていただいて、例えば光市ではこういった関係の事業者さんが多いですねというようなことを示したりしていただきました。

例えば第2次産業の中でも、その中からさらにちょっと掘り下げたような形で、こういった業者が集積しているけれども、以前はしていたけど、今はこうですねとか、そういうようなところで、こういうことが何かのヒントになりませんかとか、具体的に結論を出すというよりも、そういうふうなデータの活用の仕方とか、ヒントの見つけ方とか、そういったのが大体主なやり取りだったように記憶しています。

なかなかこの分析システムは非常に膨大なデータを読み取るもので、内容も使い方も非常に複雑なところもあるので、この総合戦略でどのように使ったかというところ、なかなか生かし切れてない部分もあるというのが現状だろうと思います。

このあたり、これ、社会経済分析システム自体はこれで終わりじゃなくて、今後も支援をしていただくというようなことでございますので、これから総合計画とかそういった計画をつくる上でも、まだいろんな面で利用の仕方というのはあるかと思うので、引き続きそういうふうな流れの中で、またいろんな使い方を見出していければというふうにも思っています。

○森重委員

これ、すばらしい取り組みだと思うのです。ただ、やっぱり今回はちょっと質問でも言いましたけども、わからないところをやはりそういうふうに専門的な人に聞いて、どんどんやっぱり執行部本体の知識も質も、そしてやっぱり人口ビジョンは2060年までの長期にわたるものですから、今ただ、ここのちょっと先が見えるっていうそういう範疇での仕事ではありませんので、その辺のパイプをしっかり持つことが重要だというふうに思いますので、これは非常に独自で開催されたということによかったなというふうに思いますし、それが十分にこの中の計画にどのあたりにどう生かされているかどうかというのはちょっとわかりませんが、それは今後総合計画の中でも、その視点をしっかり生かしていただきたいというふうに思います。

また、ここでは、まち・ひと・しごと創生のほうの27ページでは、やっぱりコミュニティ・スクールの活用云々も入っております。先だっては地方創生実践塾においても、やはりこういうふうな地方創生を踏まえてのそういう今後のコミュニティ・スクールのあり方等も一歩本市としては進んでおりますし、それによりましていろんな人が注目をし、また国や関係者とのパイプもやっぱり通ってくるということで、そこからいろんなものが大きく波及をしていくということはあると思いますので、このような取り組みをぜひ今後、そういう視点をぜひ開いていただきたいということを、これはぜひ要望したいと思います。それはとてもすばらしかったというふうに思います。

以上です。

○田中委員

濟いません。1点ちょっと忘れていたので、聞かせていただきたいと思います。

先ほどの総合戦略の22ページで、結婚、出産、子育ての希望、実現ということで質問さしていただいたのですが、成果目標の2番目、希望する子供の数ってということで、基準値1.94、目標値2.07というものがあるのですが、これ、理想的なお子さんの数でいうたら2.42っていう部分があるのですが、この1.94を採用した理由についてお聞かせいただければと思います。

○岡村企画調整課長

地方創生に関するアンケートを実施した際に、最終的なお子様、どれぐらいのお子様を望んでらっしゃるかというようなお尋ねをさしていただきました。その中で、ゼロ人から5人以上までいろいろ選択肢も設けておりましたが、その回答を集計いたしまして、1人当たり直しましたら数字が1.94人でしたので、市民の皆様の希望を裏づける一つの数値というふうに捉えまして、このあたり1.94にしたところでございます。

あと、国のほうが1.8、それから山口県のほうが1.9というような数値を出しております。光市は合計特殊出生率1.60ということで、県とか国よりも若干高い数字を持っているわけなんですけども、そのあたりと比べましても、この1.94という数字は整合がとれていると。その辺を総合して決定をしたものでございます。

○田中委員

ありがとうございます。

今合計特殊出生率っていうお話があったのですが、この2.07っていう数字は、この人口ビジョンのほうでも平成52年度の目標として、出生率でいうと2.07っていうもの示されておるのですが、子ども・子育てアンケートのときにも結果的に気づいたことっていうのは、やっぱり希望している人数は3人が一番多くって、希望している方は多いのだけど、実際には経済的理由とか理由はさまざま書いてありましたけども、その中で、それがネックになって実際持てている数っていうのは少ないっていう分析がありまして、その中で、いかにその希望を叶えるために政策立案して希望を叶えていくのかっていうところがあったと思うのですが、このアンケート結果でいう希望する子供の数、基準値、目標値っていうものが示されている中だと、その評価が、アンケートの中のあたりによって左右されるもので、例えば合計特殊出生率で希望する人数はいくらだったけど、結果的に出生率は何%だったっていう評価を加えないと、ただのアンケート結果を示すだけになって、評価ができないと思うのです。

そしてもう一つは、希望する子供の数1.94から2.07を目指すっていう部分でいうと、持ちたい数は1.94なのだけど、それ以上の2.07を目指すっていう考え方と、持ちたい数、先ほど行ったアンケートだと、理想的なお子様の数2.42っていうことだったんですけど、

2.42という希望する数がある中で、2.07を目指すっていうものだと、全然、政策の方向性が変わってくると思うのですが、そのあたりはいかがお考えかをお聞かせいただけたらと思います。

○岡村企画調整課長

やはり今回2.07、希望する子供の数については2.07人に持っていくというのを平成31年にさしていただきました。この部分については、あくまで市民の皆さんの意識が今、押しなべてみると、1人当たり1.94人ということだろうと思います。そうした意識を5年後には2.07になるようにこの辺持っていきたいというような思いで設定したのがこちらの成果目標でございます。

あと、その辺の目標の設定の考え方につきましては、今合計特殊出生率が1.60である中で、なかなかじゃあ幾らを目標にしていくのか、この辺は大変難しい面があるかと思えます。2.4幾らといいますと、やはりもう相当、ベビーブーム当時ぐらいの水準にもなろうかと思えますし、そういったのが現実的な目標としてどうなのかなというようなところもあろうかと思えます。

そういうことで、合計2.07という数字については、現実的な面も含めて設定した数字というふうに御理解いただければと思います。

○田中委員

わかりました。ちょっと難しいこと言ってもあれだなと思ったのですが、先ほど、子ども・子育てのほうとも違うものとして扱っていくという部分があったので、細かいところは子ども・子育てのほうで目標値をちゃんと立てて実行して行って、ここでやるアンケートの中で意識調査を行って、意識の向上が見られれば、それが成果として判断していくのだという理解をさせていただきますので、このあたりもきちんと整理しながら、先ほど2.42というのがありましたけど、100%叶えれば2.42なのかもしれませんけど、あくまでどれだけ、何ていうか、叶えたかというところが成果となって数字に出てくるのではないのかと思えますので、ちょっと難しくなってくるので、ここらへんでやめておきたいと思えます。

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○田中委員

それでは、ふるさと光応援寄附金にかかわるお礼品についてお尋ねしたいと思えます。

先般、合計30品目が決まって、一覧もホームページのほうで紹介をされておりますが、この商品の選定についてどのように行われたかと、また、今の状況についてお聞かせいただければと思います。

○岡村企画調整課長

返礼品の選定方法についてのお尋ねでございます。

まず、お礼品の提案と、発送に協力いただくための協賛事業者さんを7月の23日から8月の21日までの間、これは市の広報などで公募をいたしました。一定の要件を満たした事業者、15事業者をそこで選定をいたしまして、その協賛事業者からの提案をもとに、いろいろと事業者の方と話し合いを行いまして、お礼品として最終的に30品目を決定したところでございます。一応、お礼品の要件としては、市内で栽培、製造、加工がなされたものとか、市の魅力やPRにつながるもの、受注後、速やかに発送できるもの、こういった要件を設けさせていただきました。この辺をもとに協議を行って決定したということでございます。

○田中委員

それで、反響といいますか、状況についてはどのような状況かお聞かせいただきたいと思えます。

○岡村企画調整課長

失礼しました。本年の4月からの累計で申し上げますと、まず、先週末までの寄附件数は112件でございます。インターネットによる受け付けを開始したのが10月29日になるのですけれども、10月29日以降に限れば、99件でございます。1日2件から3件程度ずっと御応募をいただいていると、お申し出をいただいているというような状況でございます。今年度のこれまでの寄附金の総額は、市内の方なども全て含んだ数で申し上げますと、約1,400万円に上っております。お礼品につきましては、今年度、御寄附をいただいた方に発送しておりますので、現在までに104件の受け付け、まだ発送が済んでないものを含めて104件の受け付けというふうになっております。

○田中委員

今お聞きして、すごい効果というか、成果が出て、件数がふえたのかなと今思ったのですが、ちょっとこれ教えていただけるかどうかわからないのですが、合計30品目ある中で、例えば、何が人気あるのかとかお聞かせいただけたらと思うんですが。

○岡村企画調整課長

上位のものを申し上げますと、イチゴセットとか、あと、チタンのマグカップを設けているのですけれども、そのあたり。それから玄米、こういったものが上位に並んでおります。

○田中委員

今、イチゴセットとお聞きして、本当6次産業化取り組まれていたことが、一つやっぱりこういうところにもつながっているのかなというのと、また、チタンマグカ

ップでしたっけ。チタン製マグカップということで、光市らしいものがやっぱり選ばれているのかなと思うところなのですが、今から年末に向けて、こういったもののPRというものが大事になってくるのではないかと思うのですが、このあたりの取り組みについて、どのようなPRを行っているのかお聞かせいただければと思います。

○岡村企画調整課長

年末に向けてのPRということなのですが、11月に、まず、大阪のほうで光潮同窓会の関西支部総会が開催をされましたので、そうした折に会員さんのほうへ啓発を行ったこととか、あとは、ふるさと光の会の会報も、今月中に今、発送するように準備をしているのですが、そうした中でもPRをする予定でございます。あと、光駅にトワイライトエクスプレスとかが最近いろいろとまっていたけりようになっておりますので、そういったことで、立ち寄られた方には少しPRもさしていただいている、そういったような状況でございます。

○田中委員

わかりました。それで、今、大盛況というか、反響が大きいという部分をお聞きして、やっぱりこれからまたここに商品を載せていきたい、そのために開発していきたいという方もふえてくるのではないかと思うのですが、これは、お礼品としての登録の追加とか、見直しとかの周期というのはどのようにされているのか、お聞かせいただければと思います。

○岡村企画調整課長

現在、業者については15業者でございますが、協賛事業者からのいろんな追加の提案とか、それ以外の新しい事業者からの受け付けというのは、今も随時、実は行っております。ただ、現在、返礼品の発送を開始した直後でございますので、その辺の商品の発注とか、発送などが集中しているような状況でございますので、現時点、積極的な周知を行っていないのが正直なところでございます。多くの方に関心を持っていただくために、こういったラインナップをいかにそろえていくかというのが重要であることは十分承知しておりますので、今の事務の流れがある程度軌道に乗りましたら、引き続き市広報等でも、その辺の募集記事を積極的に打ち出していきたいというふうに考えております。

○田中委員

了解しました。随時受け付けている状況の中で、今はすごい対応に追われているということで理解しました。市内業者の方にとっても、市外の方にとっても、やっぱりここが魅力的な場所になると思いますので、これ経済部のほうですが、チャレンジ支援制度なんかもありますし、そのあたりとも連携しながら、魅力的な商品開発、また、こういったところへの登録を行って、積極的に活用していただければと思います。

続きまして、先ほど、地方創生加速化交付金について少し説明があったかと思うので

すが、この交付金について、具体的にどのようなもので、光市ではどのような活用を考
えられているのか、具体的に教えていただけたらと思います。

○岡村企画調整課長

今年度の補正予算のほうへ今、計上するというところで、国のほうで地方創生加速化交
付金を措置するというような動きがございます。情報としては、1,000億円規模とかそ
ういうふうなことは伝え聞いておりますけれども、詳しい情報についてはちょっとまだ
不明でございますので、それ以上のことはわかりかねる状況でございます。国の動向と
かも十分また注視しながら、こういった交付金の積極的な活用については、十分検討し
ていければというふうに思っております。

○田中委員

わかりました。これもまた手挙げ方式になるのかなと思いますので、積極的に手を挙
げていただいて、活用していただけたらと思います。

次に、先ほど総合戦略のお話もありましたけど、「おいで一ね！光へ」の移住定住促
進戦略に、若者の県内進学や就職の促進に努めるとともに、都会から地方への移住希望
者を本市に呼び込めるよう、きめ細やかな相談、受け入れ体制の整備を進めるという部
分があって、本市の定住定着を支援しますという文面がありました。

その中で、大学のない光市にとっては、いわゆる、こども学科とかITビジネス学科
という特徴のある専門学校、YICが大きな売りになってくるのではないかなと私は思
うのですが、このあたりでYICの専門学校との連携についてどのように今考えてらっ
しゃるか、お聞かせいただけたらと思います。

○岡村企画調整課長

YICとの連携について、でございますけど、例えば、市の、今、教育のほうで設け
ている奨学金制度、こちらのほうは、専修学校進学者についても対象としておりますの
で、市民がYICに進学する際には、まず、市のほうからこの支援が可能な仕組みとな
っております。

それから、一方で、YICでは、こども学科の生徒さんが、創設当初より、実習のた
めに市の幼稚園とか保育園に御利用いただいているというようなことをお伺いしており
ます。ことしも、やよい幼稚園とか浅江南保育園とかで生徒さんが実習をされているよ
うでございます。また、ITビジネス学科の生徒さんには、地域づくり支援センターで
行うパソコン学習会、これにボランティアでいろいろお手伝いをいただいているという
ようなことで、地域のつながりもいろいろ深めていただいております。ほかにも、光ま
つりとかおっぱいまつりとか、いろんなどころへ参加をいただいているわけなのですけ
れども、こういうようなことで、YICの生徒さんが、例えば、光市への就職意欲を高
めていただいたり、また、定住定着のもとになります光市への愛着心を養っていただ
いたり、そういうことにつながっていくのかなというふうに考えているところでございま

す。

○田中委員

わかりました。奨学金制度もあって、ITビジネス学科はシニアネットさんですか、連携しながら取り組んでいたりとかあると思います。それで、こども学科のほうで実習のお話ありましたが、やっぱり現場のお話をお聞きすると、実習に行ったところに就職するというケースも多くて、例えば、光の市内の子が県外の短大とかに保育の資格を取るために出たときに、向こうで実習を受けてしまうと、なかなかこっちに戻れない状況もあるということもちょっとお聞きしております。ここのこども学科のほうにぜひ来ていただいて、実習を市内で受けていただいて就職するということが、やっぱり光に来て定住につながっていくということの、大きな一つの魅力にもなると思います。おっばい都市宣言している光市の魅力にもなると思いますので、ぜひ、これは浅江地区にあるんですけど、浅江の方たちでも、YICがあるということを知らない方がいまだにいらっしゃいます。コンピューターカレッジ跡とまだ呼んでいたりと、なかなか浸透してない部分がありますので、そういった部分も含めて、どこかでつながりながらPRも行えたらと思いますので、このあたりは要望しておきたいと思います。

もう一つ、最後に、一般質問では公民館への公衆無線LANの整備を求めておりましたが、これもちょうと総合戦略のほうにかけて、になるのですが、公衆無線LANの整備が上げられております。それで、観光施設等への整備も求められていまして、市内に公衆無線LANを整備することは、ソフトバンク光のCMに起用された理由でもある、光の名にふさわしい取り組みだと思っておりますが、市として市内全体整備の視点でのお考えを聞かせていただけたらと思います。

○松村行政改革・情報推進課長

公衆無線LANの整備についてお尋ねをいただきました。

公衆無線LAN、いわゆるWi-Fiの整備につきましては、このたび総合戦略にも掲げ、公民館や観光施設等での整備に取り組むとしておりますが、現状では、全ての公民館において平時の利用ニーズがあるという状況にはなく、また、観光施設などにおいても、公衆無線LANがないことに対する問い合わせは少ないというふうに認識をいたしております。

しかしながら、公衆無線LANの整備により、情報発信力の強化であったり、施設の利便性の向上、災害時の通信手段の確保などの効果が見込めますことから、総合戦略に掲げたところであり、その整備につきましては、各施設の利用実態や利用者のニーズを調査いたしますとともに、初期投資や維持管理費等の費用対効果なども踏まえつつ、各施設の所管と調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○田中委員

わかりました。全体的に地方創生の中で、山口県もですが、サテライトオフィスの誘

致という部分にも力を入れていくという姿勢も示されてきております。こういったことも含めて、情報通信網の整備というのは、一つのやっぱり町の魅力として選ばれる町になってくると思いますので、しっかり、使われる方の声というのもあります、対応の取り組みをしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○笹井委員

では、3項目ほど。じゃあ最初に、公共施設マネジメントからお尋ねします。

今年度はアンケートをとったり、概要版を配布したりという年とは聞いておりますが、全体進行上、次年度以降の方針の策定に向けて進んでおるかと思っておりますけど、現在の進捗状況はどのような感じでしょうか。

○松村行政改革・情報推進課長

適正配置等に関する方針、公共施設マネジメントの進捗状況につきまして、平成26年7月の公共施設白書の作成や、本年8月10日のリーフレットの全戸配布につきましては、これまでも御報告をさせていただいたとおりでございます。

また、さきの9月議会で、方針策定の基礎資料とするためのアンケートの実施についてお示しをいたしておりますが、10月23日から11月6日を回収期限に実施し、現在は、回収したアンケートの集計を委託業者をお願いしているところでございます。なお、回収の状況ですが、2,000通の配布のうち9通宛先不明で戻ってまいりましたので、1,991通の有効配布数に対しまして877通、44%の御回答をいただいております。これらのデータや意見も参考に、策定の準備を進めてまいりたいと考えております。

○笹井委員

わかりました。そのアンケートの結果を私どもが見ることができるのはいつになりますか。

○松村行政改革・情報推進課長

企画調整課のほうで行われております市民アンケートと同じぐらいのタイミングでお示しできればというふうに考えております。

○笹井委員

済いません。私の頭ではちょっと今よくわからなかったのですが、具体的にいつごろのいつかというふうに言っていただけると、素直に頭に入りますが。

○松村行政改革・情報推進課長

企画の市民アンケートのほう、3月議会の最終日にお示しをしておったと思います。それと同じタイミングで御提示できればというふうに考えております。

○笹井委員

はい。理解いたしました。

それでは、次の項目へまいります。

ことしの予算に、フォトライブラリーや、あと、パノラマビューは去年の補正ですかね。これまで予算計上されています。これの進捗状況を教えてください。いつできるのかなと思ってホームページをたまに見るのですが、ちょっとホームページは進展がないようでございます。一体市民の人がそれらを見ることができるのは、いつごろになるのでしょうか。

○坂本広報統計課長

フォトライブラリーの進捗状況でございますが、現在、掲載写真の抽出整理を終えるとともに、他の自治体の分類状況、利用規約なども参考にしながら、掲載レイアウト及び利用規約について最終的な調整を行っている状況でございます。

また、パノラマビューの進捗状況について、でございますが、航空パノラマ撮影8カ所、地上パノラマ撮影2カ所、地上動画撮影2カ所の撮影も無事終了し、現在、編集作業として、視覚的かつ効率的に紹介が可能な画面構成となるよう、委託業者と協議、調整を行っているところでございます。

市民が利用できるのはいつごろになるかということでございますが、フォトライブラリーにつきましては、9月の委員会においても、年賀状に間に合うようにということで御答弁申し上げておりますので、速やかに最終調整後、ホームページのほうに掲載したいと考えております。また、パノラマビューにつきましては、今年中に作業終了後の成果品の検査を行い、必要な修正などを行った後、来年1月以降にホームページ上で公開したいと考えているところでございます。

○笹井委員

今公開されても年賀状には間に合わないことがほとんどだと思いますが、年末までにはできるというふうに理解いたしました。

じゃあ、次の項目にまいります。

今度は、6月議会のときに、情報システム共同利用検討業務負担金が計上されていまず、検討会議をするという説明でしたが、これのその後の進捗状況を教えてください。

○松村行政改革・情報推進課長

情報システムの共同利用検討業務につきましては、10市町で設けました山口県4市6町情報システム共同利用検討会議の代表市であります周南市への負担金として、6月議会で190万円の御議決をいただいたところでございます。

検討会議におきましては、各市町の課長、係長レベルで構成いたします幹事会、また、部長、課長レベルで構成する役員会におきまして、共同利用に関する基本的な考え方の検討や、共同利用による費用削減効果の試算及び、共同化に向けた実施計画策定の支援

を委託するコンサルタント業者の選定を行い、作業を進めているところでございます。

これまでの作業では、共同化の対象とする業務の抽出や、費用の試算に際して基本的な考え方を整理し、これらに基づいて、システムを10年間利用するとした場合の費用について、共同利用型クラウドシステムを扱う複数の事業者に対して、費用の情報提供依頼を行い、また、これと平行いたしまして、各市町の現在の委託業者から情報提供を受け、コンサルがこれらを取りまとめて費用の比較を行っております。情報提供依頼に対しては、5社からの情報提供を受けており、一番安価な見積もりでは、10市町全体で3割弱の削減効果が期待できると検討会議で示されているところであり、各市町におきましては、こうした試算結果や共同化、クラウド化のメリットやリスク等を精査いたしまして、共同利用への参加を検討していくこととなるものでございます。

○笹井委員

10市町で共同して3割削減されると。まだ見込みですから、やってみないとわからないとは思いますが、これは、この今10市町の枠組みでそのまま進んでおるという理解でよろしいのでしょうか。

○松村行政改革・情報推進課長

現状、各市町が先ほどの数値を持ち帰って、検討しておるところでございます。

○笹井委員

わかりました。じゃ、これはそのままの体制で、光市としても取り組んでいくということによろしいのですかね。

○松村行政改革・情報推進課長

このたびの情報提供依頼において、本市の場合でございますが、約2割程度以上の削減効果というのが示されております。また、最も効果が高い業者の場合には、4割以上の削減効果が示されております。

今後の方向性について、でございますが、現状におきましては、共同利用に参加することで一定の削減効果が得られると考えられること、また、クラウド化による安全性のメリット等もある。一方で、経費削減のために、基本的には、独自のカスタマイズを抑えていくノンカスタマイズでのシステム構築とするなど、検討をする必要のある課題もございますが、前向きに検討を進めたいと考えております。なお、共同利用の対象いたしますシステムの最終的な選定など詳細につきましては、今後、詰め作業を進めていきます。また、お示した効果等につきましては、共同利用するシステムを想定した上で、10市町の参加によるということで、現時点での試算であるということは御理解いただきたいと思います。

○笹井委員

わかりました。多くの市町が連携して削減できるということであれば、大変すばらしいことだと思いますが、何分いろいろ市町もこれだけ多いと、足並みがそろわないかなとも心配もしておりますが、またこの件は今後、節目、節目に聞いていきたいと思っております。終わります。

○四浦委員

内閣府地方創生推進室のホームページに、11月10日ですから、ほぼ1カ月前ですか。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生先行型と、先駆的事業分の交付対象事業の決定についてということで、既にもう決定されておるわけですが、光市が山口県の中で、実は、下関が2つ、あるいは、田布施町も2つというように、8市1町で交付が決まっているようではありますが、光市の場合はどうだったのですか。チャレンジはされたのですか。

○岡村企画調整課長

地方創生の交付金のうちの、いわゆるタイプIのほうのことだろうと思っております。光市は、このタイプIの申請はいたしておりません。

○四浦委員

例えば、事業分野として、人材育成・移住分野、仕事づくり等に資する人材の育成・確保事業、移住関係事業、生涯活躍のまちづくり、働き方改革などなど。地域産業分野では、包括創業支援、地域を担う中核企業支援、地域イノベーションの推進などですが、例えば、これは、さっき紹介した内閣府のホームページによると、田布施町で仕事支援創生事業だとか、農水産物ブランド化構築にかかわる調査検討事業1,537万円の交付予定額というふうに示されています。注目されている長門市の場合は、地域商社を核としたマーケット委員の1次産業構築強化事業3,183万2,000円の交付予定額と、こういうふうにあります。山口県の場合で一番交付予定額の大きいのが、技術状況を生かした中堅中小企業成長支援事業、これは山口県そのものですね。8,800万円余りというふうなもの。どこを見ても光市がチャレンジしておかしくないものなのですが、他の市町でやっているのに、どうも不思議でならんから聞いてみるのですが、どういうわけで応募、チャレンジしなかったのですか。

○岡村企画調整課長

この交付金の対象についていろいろ要件がございまして、その中で、今議員さんが紹介いただいたようなこの事業分野であることと、あと、実施に当たっていろいろな仕組みとか、実施段階においてもいろんな要件が課せられております。非常に先駆的な取り組みというのが基本になってまいります。総合戦略の策定に当たりまして、具体的な事業について、いろいろ所管課のほうからも提案を受けたわけがございますけれども、そうした中に、このタイプIの要件に合致するようなものが見出せなかったということで

ございます。

○四浦委員

なかなかこういう質問は難しいです。中身に触れていただかないと、どうも質問した側としては、精がないというか、わからないというか、もうちょっと具体的に触れていただけますか。

○岡村企画調整課長

交付金の中身について申し上げますと、まず、事業分野については、今議員さんがおっしゃいました人材育成・移住分野、それから、地域産業分野、農林水産分野、観光分野、まちづくり分野、こういったものになります。また、それを実施するに当たっての事業の仕組みということで、RESAS等の客観的なデータや、これまでの類似事業の実績評価に基づき事業設計がなされていること、あるいは、地域における関係者との連携体制が、事業の企画実施に当たり整備をされていること、また、成果目標がきちんと設定されて、その検証と見直しのための仕組みが整備されていること、こういったような要件がございます。

○四浦委員

ちょっと角度を変えてお聞きをしますが、この同じテーマで、これは、検討されたのは政策企画部で、1から10まで検討されてチャレンジしなかった、それとも、コンサルなどに委ねたということはありませんか。

○岡村企画調整課長

政策企画部においてでございます。

○四浦委員

どうも今までの答弁ではなかなか腑に落ちないから、少し余計なことまで聞いてみたわけではありますが、例えば、まちづくり分野で、コンパクトシティ中心市街地活性化、小さな拠点などというようなものが事業分野の中でも含まれております。あるいは、観光分野では、地域の観光資源の開発等を行う事業などなどがありまして、農林水産分野もありますね。そういうふうなテーマで、そうですか。私だけが理解できんのかね、何でチャレンジせんのか。どう聞いても今わからないけども。

堂々めぐりになるので終わります。

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第76号 光市コミュニティセンター条例

説 明：縄田地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

ではコミュニティセンター条例について、本会議でもちょっとお尋ねしましたけれども、改めてここ、条例の説明がありましたので、幾つかお尋ねします。

第3条ですけれども、3条にセンターの事業を行うということで、1から5まで挙げられています。これ、コミュニティセンターの前は公民館なわけですが、この条例上、公民館のときと、この今回の新しいコミュニティセンター第3条でここは変わったというところ、そして、こういうことができるようになったというところがあるかどうか、教えてください。

○縄田地域づくり推進課長

第3条のセンターで行う事業でありますけど、これまで公民館としましては、社会教育法に基づきまして公民館の管理運営をしておりましたが、その中では、社会教育法ということで、学習に関することが挙げられておりましたけど、このたび、光市コミュニティセンター条例を制定するに当たりましては、先ほど御説明しましたとおり、社会教育活動に加えて、これからはコミュニティ活動を行う拠点施設として利用するということから、第3条(1)のコミュニティ活動の支援に関する事、それから、(3)のコミュニティ活動及び学習活動に関する各種情報の提供及び相談に関する事という形で、コミュニティ活動という表現が新たに加わっております。

○笹井委員

わかりました。

本会議でも聞きましたけど、コミュニティ活動の範疇であれば、今まで一般的に、公民館ではできないとされていた実費程度の映画上映会とか、あるいは公民館サークルの物販会とか、あるいは肝試しとかいうのができるようになるよというのが、たしか本会議でも御答弁あったかと思えますけど、そこは、この並びでいくと、(1)のコミュニティ活動の支援に関する事ということが明記されているから、その範疇に入るという理解でよろしいのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

そういう理解でよろしいと思います。

○笹井委員

わかりました。

今度ちょっと、5ページの第8条にいきますけれども、8条には「使用の制限」というところで、「こんなのはいけないよ」というのが書いてあります。

(3)に営利を目的として使用するときということが書かれていますので、だから、コミュニティ活動に関係ない企業とかの物販とか販促活動には使用を許可しないと、これはできないということによろしいのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

そういったことによろしいです。

○笹井委員

わかりました。

その下の(4)の政治・宗教に関する活動を行うときで、これ、今まででもできなかったから別にいいのですが、ただ、選挙期間中に、今まででも公民館が臨時に集会とかで、選挙期間中だけは活用できたわけですが、コミュニティセンターになると、その辺の取り扱いに変更はあるのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

選挙活動につきましては、これまでの公民館と同様、選挙期間中であれば選挙管理委員会に申し出ていただきまして、許可が得られれば、使用することは可能と考えております。

○笹井委員

わかりました。

6ページのほうにまいりますが、今回のセンターの使用料は無料とすると書いてあります。無料とすることとは、基本的には、どういう場合でも結局、公民館が部屋代をとって、部屋を貸してお金を取ることはないということによろしいのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

コミュニティセンター移行後については、当面はセンターの使用料は無料とすることとしております。

○笹井委員

当面はというと、何か将来、有料とするような、どういうふうなお考えがあるのか。ここに書いてあれば、普通に見ると、ずっと無料かなというふうに理解できるのですが、何か、今後の展開などがありますでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

今後については、特に今、決めているということは何もないのですが、新しくコミュニティセンターが供用開始となりまして、その中で利用される方あるいは管理されるコミュニティセンターの館長等の意見を聞きながら、今後の利用方法等を含めまして、検討していきたいなというふうに考えております。

○笹井委員

わかりました。

あと、これも本会議でお尋ねしましたけれども、自動販売機の設置などについて、検討するというような御回答だったかと思いますが、そういうものを設置した場合の場所代というのは、この使用料で無料とすると、場所代も無料なのかなと思うのですが、そこはどのようなのでしょうか。それはそれで、また別に場所代などをとることを今検討中の中で、どういうふうに考えられているのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

自動販売機につきましては、施設に設置するということになりましたら、行政財産の目的外使用という形になりますので、使用料をいただくことになると思います。

ただ、このあたりにつきましては、まだ整理していない部分がありますので、今後、細かいところを調整していきたいと考えております。

○笹井委員

だから、自動販売機を設置した場合の使用料の根拠というのは、このコミュニティセンター条例じゃなくて、別の条例でその根拠があるのでしょうか。何か、きちんと根拠法令がないととれないと思うのですが、その辺はどのようなのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

別に、行政財産の目的外使用に関する規定がありますので、そちらのほうに準じて使用料を徴収する形になると思います。

○笹井委員

わかりました。

私も積極的に導入を推進した立場ですので、当然、法的なところはクリアした上で、ぜひ設置についてよろしく願いいたします。

終わります。

○田中委員

2点お聞きしたいと思いますが、まず、基本的なところで、先ほど、センターの休館日は毎週月曜日というお話があったのですが、その中で、施設全体、土、日はフルで開

館するののかというところと、あと職員体制一緒というお話もありましたが、土、日に職員のほうが出勤するのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

○縄田地域づくり推進課長

コミュニティセンターの休館日の件でありますけど、休館日につきましては、これまでの公民館と同様でありまして、土曜、日曜につきましても、午前9時から午後9時まで、施設としては開館しておりますが、センターの職員が常時出勤することは考えておりません。

○田中委員

わかりました。

続いて、使用について、笹井委員のほうからいろいろとありましたが、計画では、コミュニティセンターとともに公園も一体化した整備を行って、ステージや広場を使ったイベントの開催も想定しているというお話があったかと思いますが、それで、ちょっとケースとしてお聞きしてみたいと思うのですが、今後整備を行った後に、例えば、公園部分で占有許可をいただいて、何といたしましょうか、マルシェのようなイベントを開催するというのも想定されると思うのですが、そのときに、コミュニティセンター部分の広場とステージという部分の使用許可をいただけるものかどうかというところをお聞きしたいと思います。

○縄田地域づくり推進課長

コミュニティセンターの使用等についてでありますけど、コミュニティセンターと公園部分の境界にはフェンス等を設置することは考えておりませんが、縁石による線引きはありますことから、占有使用する場合は、その内と外で申請先が変わります。

当然のことながら、占有申請でない場合は、例えば、コミュニティセンターの利用者がちょっと広場で遊ぶ、あるいは公園利用者がステージ部分で少し休憩するといった場合については、特に申請などの必要はないものと考えております。

議員仰せのようなステージ部分の占有使用について、コミュニティセンターに申請していただければ、使用は可能と考えております。

○田中委員

今お聞きすると、例えば公園部分を、営利とまでいかななくても、何と言いましょうか、個人の販売イベントみたいなものを行うときにも、今のお話だと、申請すれば、そのステージ部分とかコミュニティセンター部分の広場も、占有許可を申請すれば許可が出るような理解をしたのですが、それでよいということですか。

○縄田地域づくり推進課長

コミュニティセンターの部分につきましては、使用する場合は、コミュニティセン

ターに申請いただいて、使用目的等が特に問題なければ、使用の許可を出せると思います。

公園部分につきましては、これはコミュニティセンターではなく、公園緑地課の所管になりますので、そちらのほうに、占用できるかどうかというあたりの相談及び申請をしていただいて、申請の許可がおりれば、占用利用することが可能と考えております。

○田中委員

わかりました。

ケースによって相談して、手続をしていけたらと思いますので、そのケースケースによって相談にいけたらと思います。

ありがとうございます。

○委員長

ほかにありませんか。

○林委員

お尋ねいたします。

9ページの第7条の1項なのですけれど、これ、「センターへの入館を禁止し、またはセンターからの退館を命ずることができる」という部分で、1点目に、他人に危害を及ぼし、もしくは迷惑となる行為をし、または、これらに該当する物品もしくは動物の類を携帯するものここに示されておりますけれど、例えば、言うまでもない常識の範疇でございますけれど、入館時に盲導犬と申しますか、介助犬を連れて入館される方もいらっしゃることもあるかと思っておりますけれど、ここに規則として示して、何らかの一文を置くことが必要ではないかと思うのですけれど、いかがでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

センター条例施行規則第7条、入館者の制限についてでありますけど、第7条では「他人に危害を及ぼしたり迷惑をかける行為をする者、またそういった可能性がある者や動物などの入館の禁止」などを記述しておりますが、委員仰せの盲導犬や介助犬等につきましては、特別な訓練等により、他人に危害や迷惑をかけることはないと考えておりますことから、入館制限に当たる動物とは考えておりません。

○林委員

了解しました。ありがとうございました。

○委員長

ほかにありませんか。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

①議案第78号 光市税条例等の一部を改正する条例

説 明：井上収納対策室長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

①議案第72号 平成27年度光市一般会計補正予算（第4号）〔所管分〕

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

①議案第73号 平成27年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

○笹井委員

ちょっとお尋ねします。

空き家についてですが、空き家の条例もつくりまして、市民部のほうは、管理の悪い空き家についての現在の対応状況、どれぐらいの件数があって、どれぐらいのその後の対応が進んだか、教えてください。

○藤本生活安全課長

10月末現在であります。情報提供件数が60件、実態調査をし、管理不全な状況でないと判断した空き家が15件、管理不全であると判断した空き家が45件になっております。

それで、解決した件数なのですが、23件が解決し、内訳としては、家屋の解体が6件、家の補修、補強で問題解決したのが2件、草木の伐採等で問題があった件数で解決したのが15件となっております。まだ、解決に至っていない件数ですが、今現在、22件あります。そのうち、所有者等の調査の段階で、所有者が確定しないのが2件、あと、お願い所有者確認の段階が、20件のうち、その親族、所有者との連絡がとれたものが18件あります。

そのうちの内訳ですが、所有者としての責任は理解されているが、何らかの事情で未解決の件数が11件、親族が許可しない、或いは、金銭的な問題でできないのが1件、2軒がつながって、両者の話し合いがされていない、進んでいない状況が2件、あと、一部改善されたのが4件ということになっております。

○笹井委員

この質問、大体毎回、毎議会ごとにやっておるのですけれども、特に、課のほうで取り組まれた解決件数について、大体、ここ3カ月ぐらいで前進があったかどうか、お尋ねしたいんですが。

○藤本生活安全課長

ここ数カ月での前進というのは、草木の伐採が1件、2件程度改善されたという状況でございます。

○笹井委員

草木の伐採、1件、2件改善されたというのはすばらしい前進だと思いますので、今後とも、ひとつよろしく願いいたします。

次に、今度、地域づくりのほうにいきます。

昨年から行っています元気なまち市民活動交流事業ですかね、これの今、認定を受けて市内でいろいろ取り組まれていると思いますけれども、これの進捗状況を教えてください。そして、こういった成果を、いろいろ市民団体が取り組まれている成果を、やっぱり市政に反映さしていかなきゃいけない。市政に役立つようにまた、つなげていけなきゃいけないと思いますのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

元気なまち協働推進事業の進捗状況でございますが、まず、今年度の交付対象団体は10団体でありまして、現在それぞれ、個別のスケジュールによりまして、講演会や講座など、実施団体の事業目的に沿った公益活動に取り組んでおられます。例えば、1つ例を挙げますと、伊保木道路見回り隊では、11月15日及び22日に、市の道路河川課と協働によりまして、支障木の撤去作業を行われております。

次に、事業成果の市政への反映ということでありまして、現在、元気なまち協働推進事業を活用し、公益活動を実施している団体の中には、既に市と連携した事業を実施している団体もありますが、今後さらに、協働を推進していくため、関係所管等に、公益活動実施団体の情報提供を積極的に行い、行政との連携による、強みを生かした効果的な公益活動の促進に努めていきたいと考えております。

○笹井委員

この事業認定を受けた団体が、それぞれのスケジュールで事業をされているというのはそのとおりだと思います。

認定事業団体については、市のホームページ、そちらの課のホームページのほうで出ていると思うのですが、それらの団体が、いつ何をやるかというのは、何か確認する方法があるのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

それぞれの団体の事業活動については、市のホームページには掲載しておりませんが、全てじゃありませんけど、ほとんどの団体がそれぞれの活動をフェイスブックやホームページを立ち上げて、情報提供をしております。

○笹井委員

活動の内容にもよります。

さっきの伊保木の見回りですと、もうこれは、基本的には内部の人ですから、外にPRするようなものではないと思うのですが、ただ、多くの団体は、割とイベントとかですね、企画的なものが多いと思うのですが、そういうものは、例えば市のホームページとか市の広報紙とか、そういうところには載らないのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

元気なまち協働推進事業を活用し、イベント、講演等を実施する場合には、日時等決まって、地域づくり推進課に早目にお知らせをいただければ、市の広報紙に募集の記事を載せたり、そういったこともやっております。

○笹井委員

わかりました。

そちらはケースバイケースだと思いますけど、できるだけ周知がされるような方法での

御協力をお願いします。

次に、市の職員の地域ふれあい協働隊、これを総務じゃなくて、市民部のほうにお聞きしたのでよろしいのですかね。最初そこ、確認しておきたいのですけど。

お尋ねします。

市の職員が地域のほうに入って、いろいろイベントとかを一緒になって手伝っていただく協働隊については、私もこれは高く評価をしておりますが、ただこれ、年度途中から始まった事業ですかね。概要がよくわからないところがありますので、お聞きします。

対象者とその活動期間、それから、地区が何か割り振られているということですが、その地区割りの基準、それから活動日数について、この辺、まず教えてください。

○縄田地域づくり推進課長

地域ふれあい協働隊の対象者と期間でありますけど、対象者は、入庁3年目までの若手職員としております。それから、期間でありますけど、毎年、6月から5月までの1年間を単位に更新することとしております。ただ、この地域ふれあい協働隊の結成が、本年9月となりましたことから、今年度につきましては、平成27年9月から平成28年5月までの期間となっております。

それから、地区割りの基準でありますけど、隊員の活動地域の振り分けにつきましては、職場それから年齢、男女比率などを勘案しまして、こちらのほうで決めております。

それと、活動日数でありますけど、隊員の活動日数につきましては、概ね1人、年間2回程度の出動を想定しております。

○笹井委員

地区割り基準について、今、職場、年齢とか男女比で決めておるということですが、じゃあ、出身地は一切考慮されずに割り振るといことなんでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

出身地については、地域によっては人がいないというところもありますので、特に考慮しておりません。

○笹井委員

わかりました。

あと、活動日数が1人2日ということですが、これは、職員からしたら大体が土、日ですけども、土、日に出ることになると思いますが、服務上の対応は、これはどのような対応にしようか。時間外勤務なのか、それとも、代休なのか、その辺を教えてください。

○縄田地域づくり推進課長

隊員の活動につきましては、現在は、土曜日、日曜日の休日にしておりまして、基本

的には代休対応という形をとっております。

○笹井委員

わかりました。

代休、2日ということで、私も地元の公民館の行事に、市のふれあい協働隊の方が来て、随分一緒になってやっていただけるということで、あと、反省会まで大体おつき合いしていただけますので、手伝って、はいさよならというのではなくて、大変いいと思います。これ、ぜひ進めてほしいと思います。

ただ、これはやっぱり当日だけの手伝いになるのでしょうかね。例えば、どんなイベントでも直前に準備会みたいなのがやっぱりあったりするのですけれども、その段階からの参加というのはできないものなのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

協働隊の隊員の活動につきましては、職員研修としての位置づけでありますことから、基本的には、当日の活動の支援ということであります。

○笹井委員

わかりました。

研修である、日数的にも限られるというところですから、ある程度理解もしななきゃいけないかなというところですけど、できれば、準備の打ち合わせをやって、当日やって反省会までというのができると、地元としては一緒になってつくり上げたという実感があっていいのではないかなと思うところです。

1人2日ということで、だから2行事と思って間違いないと思うのですが、それはどうなのでしょう。職員さんからすれば、自分で「これとこれを行きたい」というふうに選べるのか、それとも、もう割り振りでから決まってくるものなのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

隊員の地域事業への出動についてでありますけど、これにつきましては、各隊に隊長がおりますので、隊長の指示によって隊員が出動するという形になりますことから、隊員が出動したい事業を選択することは、基本的にはできないものと考えております。

○笹井委員

市の職員の方にも、当然いろいろな方がおられると思います。文化的なことに強い方とか、運動系、体育系に強い方とか、そういうのは、ある程度適材適所だと思うのですが、その辺はどうなのですかね。本人の希望は今、なかなか通らないということでしたけど、隊長さんの判断で、そういう適材適所的な割り振りというのはできるのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

地域ふれあい協働隊の目的自体が、先ほど申しましたとおり、職員研修ということで、市民目線で地域の課題、特徴とかを把握するというところがありますので、特に、得意分野、不得意分野に限らず、地域のいろんな活動に出ていただきながら、市民の活動状況を実際目で確認し、体感し、それを今後の行政施策に生かしていくというところがありますので、特に、隊員の意見を聞きながら出動を調整するといったことは、現状は考えておりません。

○笹井委員

わかりました。

確かに、研修という目的であれば、余り「これはいい、これは嫌だ」というようなのも言ってなくて、とりあえず、全部やってみることも大事かなと、今、理解しているところです。

地域の側からの視点ですけれども、そういう市の職員さんが研修の一貫として手伝いに来てくれるということが、制度があれば、我が町のこういう行事、人出が足らんし、市の職員さん、手伝ってきてくれないかというふうに、地域の側から行事の手伝いを依頼することはできるのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

隊員の活動は、公民館及び地域コミュニティ組織の事業を対象としておりまして、事前に、隊長と公民館長等が協議を行いながら、この事業に出動してもらうというのを決めております。そういったことで、自治会や地域の任意団体の活動への出動については、現在、想定しておりません。

○笹井委員

わかりました。

ということは、じゃあ、地域ふれあい協働隊がどういった事業をやるか、その地域で活動するかというのは、基本的には隊長さん、支所長だと思いますけど、それとコミュニティ協議会の代表者とか役員の方で、事前に年間行事計画などを打ち合わせるときに、そこで話し合いがあって行事が決まると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

そのとおりです。

○笹井委員

わかりました。

あとは、公民館とコミュニティセンターの関係で、ちょっと私は今回、一般質問でしたところですけど、きょうは、支所長さんが皆おられているのでお聞きしたいのですけ

れども、各支所もしくは公民館で、職員の方の名前と顔写真の掲示があるかどうか。市の職員の方と、それから後、コミュニティのほうでの公民館長さんとか主事さん、主任主事さん、名前と顔写真の掲示があるかどうか、支所長さん、来られていますから、それぞれ、支所長さんおられるところだけで結構ですから、教えていただきたいのですが。

○古迫室積出張所長

室積出張所及び室積公民館の氏名の掲示でございますが、設置をしております。

○寺本浅江出張所長

浅江出張所につきましては職員の写真はありますが、公民館につきましては、写真はございません。

○田中三島出張所長

三島出張所及び公民館につきましては、顔写真の掲示はございません。

○高橋周防出張所長

周防出張所及び周防公民館につきましても、顔写真等の掲示はございません。

○笹井委員

わかりました。

この対応につきましては、本会議でも答弁がありましたように、支所に関してはまた、総務のほうで考えると。コミュニティに対しては、これはまたコミュニティで考えることということは理解しておりますが、現状はよくわかりました。ありがとうございました。

○委員長

ほかにありませんか。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○四浦委員

国保税などの税についてお尋ねしますが、まず、平成26年度ということによろしいですが、滞納者の中で短期保険証、それから資格証明証の発行数はいかほどか、教えてください。

○田村市民課長

直近の数字がございますので、そちらでお話をさせていただきます。

11月末現在でございます。資格証の対象世帯数が93世帯、短期証の対象世帯数が327

世帯でございます。

○四浦委員

この中で、雇用情勢等もかんがみて、あるいは収入減なども見られながら、払いたくても払えない人とそうでない人との区分けというのは、どういうふうな形で進めておられるか、述べてください。

○田村市民課長

具体的な区分けについては、資料を持ち合わせておりません。

○四浦委員

答えにくいことを聞いたかもわかりませんが、それでは、今年度でも前年度でもよろしゅうありますが、差し押さえをやった件数というのはいかほどか、お願いします。

○井上収納対策室長

国保の差し押さえ件数ですが、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど。

○委員長

資料がないから無理だということですか。もうちょっとはつきり。

○井上収納対策室長

また後で調べてお知らせしたいと思います。

○四浦委員

ちょっと具体的に聞きますので、余り何ですよ。具体的な数字で答えられなくてもいいのですけれども、例えば、営業用の車だとかいうふうなものの差し押さえという経験はありますでしょうか。

○井上収納対策室長

営業用の車等につきましては、差し押さえ禁止財産ということになっておりますので、差し押さえた経験はございません。

○四浦委員

声は余り大きくないけども、安心するような答弁もいただきましたけども、これは全国的にも問題になっている事案なのですが、公的扶助、例えば児童手当とか、あるいは就学援助とか、そういうものが、いわゆる振り込まれた場合の差し押さえというのは、そういう経験はいかがですか。

○井上収納対策室長

金銭債権になった場合には、通常、従前からは、単なる金銭債権として差し押さえることは可能であったのですが、過去に、児童手当を狙い撃ちして差し押さえたという事件が、裁判で敗訴をしたことをきっかけにして、そういうものには注意を払って、差し押さえをしないようにしておるところでございます。

○四浦委員

児童手当などを差し押さえた経験はあるけれども、現在では、それはやられてないということなのですね。それは裁判等と言われましたが、どういう裁判であったでしょうか。

○井上収納対策室長

鳥取県だったと思うのですが、児童手当が振り込みをされる日を狙って差し押さえたことについて、差し押さえられたほうから訴えが出て、裁判になったというふうな経緯でございます。

○四浦委員

裁判になったというだけではなくて、裁判の判決が確定をされた。いわゆる広島高裁で、その差し押さえの無効という判決が出たということだったと記憶しています。上告は、いわゆる被告の側で断念をして、これは確定をしたという事例があったかと思いません。記憶をしているわけなのですが。

これらの問題について、政府見解というものは承知をしておられるでしょうか。

○井上収納対策室長

はっきりした形では記憶しておるわけではございませんが、政府からも、そういうふうな問題について、注意するようという通達が出ておるとことは存じております。

○四浦委員

国会における局長の答弁が、個々の滞納者の実情をよく把握するよう、全国担当者会議で徹底していくことを約束した。そして、厚生労働省も、しゃくし定規でないぬくもりのある対応が必要だというふうに述べているわけなのですね。今の事案で言いますとね。

そういうふうなことから、全国的な流れは、いわゆるそういう公的扶助の日の振り込みがあったやつを狙い撃ちにするなどというような、そういう冷たい行政ではいけないという流れが、ひとつ出てきているようであります。

ちょっとそれじゃあ角度を変えて、引き続きお尋ねをするのですが、国保制度の安定化に向けた改革について、実はこれは、同僚議員が9月議会の本会議で質問したものでありますけれども、やっぱり、かつて、30年前あたりに比べると、国保会計に占める国

の負担分が極端に落ち込んで半減したと言ってもいいと思いますが、そのことが大きな原因で、長寿者並びに被保険者の負担ががんと増すと。他の保険とは比較にならないほどの負担が強いられるというふうなことが出てきているわけなのですが、この国保制度の安定化に向けた改革について、ちょっとおさらいをしたいと思います。中身について、どういう国の財政投入があつて、光市にはどれほどの益があつたかということについて、お尋ねします。

○田村市民課長

今年度から保険者支援制度の拡充ということが行われているところでございます。国の予算ベースで1,700億と言われる形で、低所得者が多い自治体といいますか、保険者に対しての財政支援の強化を図るということが、今年度から行われてきております。

光市ベースでのお話をさせていただきますと、保険者支援にかかる保険基盤安定の繰り入れです。特別会計から言う繰り入れになりますけど、持ち分は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということでございますが、当初予算ベースでは、対前年度比約6,000万増えるとお答えをさし上げていたところでございますが、先日、国とか県とかの申請をしております、その申請に基づき、現在の予定の額であります、これが6,500万程度増えるということでございます。

○四浦委員

そうしますと、今年度から低所得者が多い自治体に対する財政支援を拡充するという事で、いろいろな思惑も国のほうでもあるようではありますが、いずれにしても、実際のこの国保会計の厳しさというものは、かなり国にも伝わったというふうな措置なのですが、では、その低所得者が多い自治体に光市は属すということなのですが、他と比べてどういう位置にあるかというのを述べていただきたいと思います。低所得者について。

○田村市民課長

先ほど、低所得者というお話をさし上げたところでございます。県内でどの位置というものは、出るものがございません。今まででございますが、7割と5割の軽減対象者、人数によるのですが、これに対する支援でありましたが、これが、2割の方の人数も対象になったと。それぞれの人数に応じての財政支援ということでございますので、他の市町、他の保険者の状況と比較は困難でございます。

○四浦委員

いずれにしても、光市がそれにも該当するという事ですね。今年度が6,000万円というふうに投入をされるということは、はっきりしてきたということのようではありますが。

それでは、私のほうは最後の質問に入りますが、国民健康保険税の引き下げが表明をされました。これは、9月議会に続いて12月議会でも、本会議でそのように、市長

も含めて、市民部長の答弁の中でも出されましたが、もちろん、その中身については、あるいはどれほどの引き下げをするかということについては、表明をされておられません。

そこで、お尋ねをするのですが、まず、冒頭に言いました件ですね。差し押さえのやられている件数ももちろんなのですが、短期保険証327世帯、資格証明証の発行数が93世帯ということでしたが、その中での低所得者と言われる人の比率といいますかね、随分高いだろうと思うのですが、それがわかれば、教えてください。

○委員長

いかがですか。質疑の中身がどうなのでしょう。回答、理解できました。わかりました。わからない。ということでもありますので、四浦委員。

○四浦委員

恐らく、少しきのうはやりとりをしてということで、御用意はあったかなというふうに思ったのですが、ちょっと、きのうの段階での通知の仕方が、少し私のほうに足りなさがあったと思いますけれども、いわゆる、払えるのに払わない。それで短期だ、あるいは資格証明だと。保険証を取り上げるというケースは極めてまれではないかと思えますね。両方合わせると、短期保険証と資格証明証を合わせると、ちょうど420世帯になるわけですね。それは、どうも行政のほうは、数字をずばり答えにゃ答えたような気分にならんのかもわかりませんが、そうでなくて、私は大方が、やっぱり払いたくても払えない。所得の低い部類であると思えますが、こういう聞き方をしたら、答えられませんか。

○井上収納対策室長

資格者の場合には、全然納付がなければ無資格というわけでもなく、納付状況にもよりますので、必ずしも、収入が少ないから資格になるというものでもないということです。必ずしも、所得によって、そのあたりの数が決まってくるというふうなものではございません。

○四浦委員

少し口ごもっていらっしゃいますから、もうちょっと踏み込んで、わかりやすくお聞きしたいと思いますが、恐らく、やっぱり、国保の滞納が重なり、短期から保険証を取り上げられるというか、資格証明証の発行というのに至る方は、「そんなものは払う必要がない。少々資産があろうと何だろうと払わんよ」というのは、ごくごくまれだというふうに思いますが、そこはいかがですか。

○井上収納対策室長

正確に区分けをして計数をしたことはございませんけれども、やはり、所得が少ない方のほうが、割合的には資格になっている割合が、若干は高いかもしれないというぐら

いの感覚でしかございません。

○山本市民部長

四浦委員の御質問の答えになるかどうかはわかりませんが、27年6月1日現在で、滞納者世帯数が826世帯あります。そのうちの約80%、8割の所得が200万円未満であります。それから、資格証、短期証、払える能力があるなしですが、これにつきましては判定会議をして、1件ずつ審査をしております。その中で、どういった背景にあるのか、どういった状況にあるのか、家族構成、収入状況、そういったものを踏まえた上で資格証、短期証という判断をしておりますから、一律にあるなしというのはありませんし、そういった手順を踏まえているということは御理解いただきたいと思えます。

○四浦委員

御理解させていただきました。最初からそういうふうな答弁をいただくとよかったですね。長く引っ張らんで、済んだのですが、私が心配していたのは、先ほどの答弁から言うて、やっぱり払いたくても払えない人たちに心を寄せるといふか、鬼になって取り立てるといふような姿勢だけではなくて、そういう市民に対する、さっき、厚生労働省の大臣の国会での答弁というものも紹介したのですが、やっぱり、何ですか。再度言いますが、しゃくし定規でなくぬくもりのある対応が必要だと言うたときに、いや、本当に払いたいのだが払えないという人に対しての接し方というのは、私は違ってしかるべきだと思うのですよ。だから、そのことが気になったからやったのですが。

そこで、ちょっと次の質問に移るのですが、本会議の質問と重なる部分はありますけれども、来年度、今年度末に、基金が予想どおり推移をしたとき4億幾らと言われたのですが、これも答えたのですが、いただきたいのですが。いわゆる国保税を上げるばかりじゃない。やっぱり、基金がたまってきたときは、それは引き下げようにも、その基金を活用するのだというふうなことは、本会議で出されたのははっきりしとるのですが、あわせて、所得の低いそういう被保険者に対する配慮というものが、そのときの値下げのときにどの程度配慮をされるかということ、改めてお聞きしたいと思えます。

○田村市民課長

まず1点目でございますが、基金のお話でございました。平成27年度末の、今現在の見込みでございますが、約4億7,000万ということでございます。

それと、低所得者層に配慮したというお話をいただいたところでありますが、保険税につきましては基礎課税分と後期高齢者支援金分、介護納付金がございます。それぞれにその中がまた平等割、1世帯当たり、均等割、被保険者数によるもの、所得割、所得に応じるものですが、こういうふうに分かれております。

一般質問でも御答弁いたしましたように、基金を活用した税率の引下げ、また低所得者層に配慮した見直しについて、今後詰めてまいりたいというふうにご検討しております。

○四浦委員
終わります。

○委員長
ほかにありませんか。

○林委員
先ほど失礼いたしました。
コミュニティセンターのことで、1点ほどお尋ねをいたします。
先ほど、12公民館が、平成28年3月より、名称はコミュニティセンターにされるということをお示しいただきましたけれど、昨年の光市コミュニティ推進基本方針では、コミュニティ体制図が示されておりましたけれど、市内全域での地域コミュニティの組織はいつごろできるのでしょうか。その点をお示してください。

○縄田地域づくり推進課長
コミュニティ組織についてのお尋ねでありますけど、現在、各地区で、コミュニティプランの策定作業が進められておりますが、このプランに基づいた各種事業を実施する主体となるものがコミュニティ組織となります。
そのことから、プランの策定作業と並行して、コミュニティ組織の立ち上げや再編作業も行われておまして、市内全域でコミュニティプランが策定される平成28年度末までには、コミュニティ組織につきましても、市内全域に設置されるものと考えております。

○林委員
ありがとうございました。
ただいま、28年度中にとということをお示しいただきましたけれど、所管におかれましても、大変な努力をされたことだと思います。これからもどうぞよろしく願いいたします。

○西村委員
今、国保の答弁、ちょっと確認したいのですが、一般質問の本会議では、こういう答弁になっています。「今後基金に基づいては、引き続き一定額を確保し、国民健康保険税の健全な運用を図りつつも、1、保険税の収納率、2、国・県の交付金の動向、3、今後の医療費の推計、4、さらには平成30年度からの制度の改革などを見据え、基金の一部を財源とした税率の引き下げについて検討を進めたいと考えています。今、発言の中には、低所得者に配慮したという考え方も入れたいということがありました。これは、今の答弁を踏まえれば、低所得者にも配慮しつつ、全体の税の公平、公正を今から運営協議会などで審議をした上で税率の引き下げを検討してまいるといふ答弁と理

解してよろしいですか。

○田村市民課長

そのとおりでございます。

○西村委員

わかりました。以上です。

○委員長

ほかにありませんか。

○森重委員

1点だけ、ちょっとお伺いいたします。

先ほど、光市コミュニティセンター条例の中でも御説明ございましたけども、ほかの11の公民館ですね。28年度4月1日からコミュニティセンターに名称を変更ということですけども、これに伴う経費等、多少かかるのではないかと思うのですが、そのあたりはどのようにお考えになっていますか。どのあたりまでされるのか、まだですかね。お聞きします。

○縄田地域づくり推進課長

コミュニティセンター移行に伴う経費についてでございますが、これは28年度予算において、今、検討をしております。現状、どういった経費にどのぐらいのお金を上乗せできるか、するかしないかを含めまして、ちょっと現状ではお答えができません。

○森重委員

小さなところは余りあれかもしれませんが、大きなところの公民館はちゃんとした、そういうものもありますし、封筒等、そういうものもどのあたりまで、斜線引いて使われるのかわかりませんが、そのあたりもやっぱり、またお示し、決まりましたら注視していきたいと思っております。

○委員長

ほかにありませんか。

○大田委員

先ほど、同僚委員が空き家のことについてお聞きしよったのですが、空き家で、管理不全状態が45件中の未解決が22件というふうな答弁されたように聞いているのですが、間違いはないですね。

○藤本生活安全課長
間違いございません。

○大田委員
その22件の中で、いろいろ解決済みとか解体とかあったのですが、解体されていない管理不全の状態のところ、何件ぐらい、相手に対してどういう請求をされているのか、お聞きしたいのですが。

○藤本生活安全課長
今はお願いの段階において相続人、所有者に文書でのお願い、また、御近隣におるときは出向いてお願いという状況で、自主撤去に向けてよろしくということをお願いしています。

○大田委員
その家が、何件ぐらい現在あるのでしょうか。

○藤本生活安全課長
18件そういった状況であります。

○大田委員
その18件の中で、それ、解決に向けて前向きな家は何件ぐらいで、全然、未回答というか、無視というか、そのような家が何件ぐらいあるのでしょうか。

○藤本生活安全課長
もう一度お願いします。

○大田委員
今、18件ぐらいの家に対して解体かなんか、管理不全だから直してくださいという要望か文章かを出されておられると。それに対して、前向きな答弁をされているのが何件ぐらいあって、または無視とか、何もしないよという家が何件ぐらいあるのかとお聞きしているのです。

○藤本生活安全課長
詳しい件数は聞いてないのですが、本人さんにお問い合わせの段階で、少しずつ考えるという動向ですので、具体的に何件が前向きかというのは、今の場では、ちょっと説明できません。

○大田委員

そしたら、前向きでないのをお答えできないということですか。

○藤本生活安全課長

今まで対応して、結果的に、今現在まだ解決できてないということは、今の状況では、前向きではないという判断と推測できます。

○大田委員

それが何件ぐらいあるでしょうかとお聞きしています。解決できてない件数が。

○山本市民部長

もう一回整理させてください。

解決に至ってない件数は22件なのです。そのうち、お願いをしている件数が20件で、相手と連絡がとれたものが18件です。だから現在、相手と交渉しているのが18件です。解決していない22件中、相手と交渉しているのが18件です。18件のうち、なぜ解決をしないかですよね。なぜ進まないかというのが、先ほど申しましたように、所有者としての責任を理解しているけども、何らかの事情で未解決というのが11件です。親族が許可しない、金銭的にできないというのが1件です。2軒がつながっているため、両者の話し合いがなかなか進まないというのが2件です。一部改善をされたものが4件です。だから、18件のうち4件については一部改善をされたということで、残りの14件については、話が、今言うたような理由で進んでいないというのが現状であります。

○大田委員

それで20件、今、連絡で回答が来たが、2件は回答が来ていないという解釈でよろしいですか。

○藤本生活安全課長

ただいま、新規でのお願い文書を出しておりますので、そのうちの回答が来ていないのが2件という状況でございます。

○大田委員

それで今、20件回答来て、その中で連絡済みが18件と。その中の未解決が11件という今、違いますかね。私の今、ちょっととり方違いますかね。

○委員長

ちょっと質問の中身をもう一回確認して、メモしておられる。

○大田委員

一応しておったのですがね。

○委員長

間違いありません。

○大田委員

もう一遍聞きましょう。

それで、そういうふうな中で、金銭的な余裕がない1件、未解決、それで、未解決が18件とお聞きしたのですが、その中で、特定空き家にすべき物件があると思うのですが、それは、特定空き家は委員会を設けてやらにゃいけん、審議会を設けてやらなくちゃいけないと思うのですが、それにかけれられそうな物件に対して、何件ぐらい考えておられるか、教えてください。

○藤本生活安全課長

この27年の5月に、いわゆる空き家対策特別措置法が具体的に全面施行されて、新たに今、委員さん言うように、特定空き家と位置づけしました。今までは、光市で言うと、管理不全の状態の空き家という形の対応をしていましたけど、新たな法律のガイドラインにのっとった基準づくりも国の状況、また他市の状況、建築士のご意見等を参考にし、新たな判定基準を今からつくろうとしております。

それをつくった上でなんですが、今、そういった状況であると、明らかに特定空き家に近いのであると推定できるのが、2件程度、光市は存在しておるのではないかということでございます。

○大田委員

今、そういう2件程度は特定空き家にできるのではないかという思いを持っておられるみたいですが、それを審議会にかけるという意思はありますか。

○藤本生活安全課長

いずれにしても、この審議会等で、管理不全な空き家の状況を説明しながら、専門委員のご意見等を参考にした上で、特定空き家の判断をしていくこととなります。

○大田委員

よろしく願いして、早く解決してください。よろしく申し上げます。

○山本市民部長

誤解のないようにあれなのですが、審議会にお諮りをするのではなくて、審議会は意見を聞く場であり、最終的に特定空き家かどうかというのを判断するのは市長になりますので、その点を御理解いただきたいというふうに思います。

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第77号 光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

説 明：太田総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第72号 平成27年度光市一般会計補正予算（第4号）〔所管分〕

説 明：太田総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○田中委員

電話交換システムの見直しについてお聞きしたいと思うのですが、この進捗状況についてお尋ねしたいと思うのですが、直接電話方式への変更が計画されている中で、5年の賃貸契約が切れる平成27年度末での切りかえということが計画には載っているのですが、今の進捗状況について、また市民にはどのような対応が必要なのかをお聞かせいただければと思います。

○太田総務課長

電話交換システムの見直しの件でございます。県内の多くの市町においてダイヤルインが導入されている中で、本市はまだ導入されておりましたが、行政改革大綱実施計画にもありますように、ダイヤルイン化は検討課題の一つと考えております。

お尋ねの進捗状況でございますが、こうしたことから現在使用している機器の継続的な活用、使用が可能なのか、また電話交換機、電話機の互換性において制約があるかな

どの検証をいたしました。

その結果、一部に変更を必要とする機器があるものの、おおむね現行の機器でダイヤルイン化ができるものと考えております。

今後につきましては、長期継続契約のリース契約が平成28年9月までとなっておりますので、一つにはこのタイミングも考えられますけども、各係の電話番号を事前に周知することが必要でございますし、また組織の改編などについての対応も問題がございますので、慎重に検討してまいりたいと考えております。

もう1点、そうなった場合の市民の対応がどうなるかということのお尋ねでございます。導入した際には、市民の方々はそれぞれに各担当部署へ直接電話していただくことが望ましいわけでありますが、やはり代表電話、今で言うと72-1400番につきましては一応残しまして、そこにかかってきたものについては、担当部署のほうに回すことができるような、そういったものにしなければならないと考えておりますので、市民の方々に、特段に御迷惑をおかけするものではないだろうと考えております。

○田中委員

今お話を聞かせていただいて、ダイヤルインが可能だということ、ただ市民の方たちに周知する部分で時間がかかるのではないのかというお話がありましたけど、今のお話を聞いていると、28年度から行うというものは少し厳しいのかなという状況もお聞きしたのですが、このあたりは、今から予算のほうで何かしら出てくるのかなと思いますので、そのときを待ちたいと思います。

続きまして、労働安全衛生法に基づくメンタルヘルス対策の充実強化等を目的として、従業員数50人以上の全ての事業所にストレスチェックの実施を義務づけるストレスチェック制度が12月1日に施行されましたが、これによりますと、地方公務員や学校の職員も対象になり、1年以内に実施を行わないといけないということのようですが、光市での対応と計画についてお聞かせいただければと思います。

○太田総務課長

ストレスチェックにつきましては、平成27年12月から28年11月末までの間に行うこととされております。

本市におきましては、平成28年度に実施を予定しております。現在調査の方法や体制、実施時期、必要経費など具体的な手法について検討を進めている状況でございます。

申すまでもございませんけども、ストレスチェックの目的自体が、職員自身がみずからのストレスに対する自発的な対処の促進と、その結果に基づいて職場環境の改善を進めることによってメンタルヘルス不調の発生を防止することになります。

こうしたストレスチェックの目的が達成できるよう、平成28年度からの実施に向け、効果的な制度構築や職員に対する趣旨の周知方法など、現在検討しているところでございます。

○田中委員

わかりました。職員のメンタルヘルスというものがすごく重要視されていて、職員の快適な職場づくりというものが必要になってくると思いますので、このあたりはきめ細かく聞いて、またきめ細かい対応をしていただいで、職員の方たちが働きやすい環境づくりをしっかりと行っていただければと思います。

ちょっと長くなるかもしれませんが、今、光市のほうで安全安心都市宣言をしている中で、災害に備えての取り組みというものをお聞きしてきました。

その中で、以前から求めております津波に対する一時避難ビルの設置について求めておりますが、その後の進捗状況について、検討状況についてお聞かせいただければと思います。

○中尾防災危機管理課長

津波一時避難ビル設置の取り組みにつきましては、引き続き研究をしている段階でございます。

○田中委員

研究と言われて、随分前から検討というお話をお聞きしているのですが、何といたしましようか、全く研究をせずにいらっしゃるのか。それとも段階的に踏んでいらっしゃるのかというところでお聞かせいただければと思います。

○中尾防災危機管理課長

津波避難ビルにつきましては、いろいろな問題等もございまして、そのあたりについて、研究をしている状況でございます。

○田中委員

今、いろいろな問題があるというお話もお聞かせいただいたのですが、そのあたりは研究されている中で出てきたものかもしれませんが、そのあたりでいろいろな問題というものの具体的なことをお聞かせいただければと思います。

○中尾防災危機管理課長

問題といたしましては、まず、その避難ビルの開錠、鍵をあけるのをどうするのかというところの問題があるかと思ひます。

それから、その建物が壊された、避難するときに壊されたということがあった場合に、それはどうするのかというような問題もあると思ひます。

それから、避難ビルとして使用する場合には、24時間、365日の体制が必要になってくるのでは、なかろうかなというような問題があると思ひております。

○田中委員

開錠をどうするのか、建物が壊れたとき、24時間、365日の対応ということだったのですが、これ、他市でも導入されているところもちろんありますし、今お聞かせいただいた問題というものは、相手がいらっしゃるので、相手にお聞きしてみないとわからないというところがあると思うのですが、相手方のほう、相手方と言えばマンションのほうになるのですが、例えばマンションの管理組合とか、管理会社のほうにお話をお伺いしたということはされているのか、お聞かせいただければと思います。

○中尾防災危機管理課長

そのあたりは、まだお聞きをしたことはございません。

○田中委員

これは、検討の中で、相手もいる中で、話をしてみないと、こういった改善ができるのか、それが実現できるのかというところもわからないと思いますし、ぜひ光市内、1棟実現しているところがありますので、その例を見ながらでも、取り組んでいただければと思います。

また、行動計画にも、各種団体等の連携による災害時の応援体制の仕組みづくりの推進というものも上げられておりますが、聞いてみるのですが、光市内のマンションが数棟建っておりますが、その管理会社は何社あるか、調べられているか、お聞かせいただければと思います。

○中尾防災危機管理課長

管理会社は何社あるかということは、調べてはおりません。

○田中委員

これ、光のマンションの場合は、1社が管理をやっております。なので、1社に問い合わせすれば、まとめて協定を結ぶということも可能だと思いますので、そのあたり、私もずっと情報提供もしておりますので、そのあたりはぜひお話をし、市民の安心安全を守るために、しっかりと検討研究していただいて、取り組んでいただければと思います。

以上で終わります。

○笹井委員

旅費についてお聞きします。旅費について、いろいろ私も問題点とか今まで指摘しているところですけど、この取り扱いについて、変更があるとすれば、いつも年度が変わりなんですけど、変更は予定とか含めてあるでしょうか。

○太田総務課長

本市におきましては、平成27年3月に改定いたしました光市行政改革大綱実施計画に

旅費の運用方法の見直しを掲げております。このため、効率的な運用方法の見直しを、現在検討しているところでございます。

さまざまな旅行会社から割安なパック商品が出ておりますし、また格安航空運賃も販売されておまして、先進自治体におきましては、具体的な運用方法等定めて、パック商品等の利用ができるようにしている自治体もございます。

そうした先進自治体の運用方法を参考にしまして、効率的な旅費の運用の実施に向けて検討しているところでございます。

○笹井委員

わかりました。現行の旅費制度ですと、岩国空港からの飛行機便を使うのが極めて難しいと。使えないことはないけれども、公共交通機関、電車では朝1便でもそこまでたどり着かないというのが、これは実情ダイヤであるわけですけど、この辺について、運用上、変更があるか。あるいは取り組めるようにするようなお考えがあるかどうか、お聞かせください。

○太田総務課長

岩国錦帯橋空港の利用でございすけども、先般から委員さんから朝1便については、電車では間に合わないのではないかなという御意見もいただいておりますが、基本的には、岩国錦帯橋空港の利用については、旅費の規定に基づき、それが適当であると判断したときには可能であると考えております。

ただ、一般的に言うと、飛行機は、結構割高になりますので、これを新幹線と比べたときに、効果的、効率的であるかという判断は、また別途必要があるかと思えます。

○笹井委員

わかりました。私もいろいろ提案しておりますし、先進事例も調べて、いいところを取り組んでいただきたいと思います。私は、別に旅費をきちっと厳しくして、事務手続を煩雑にしてでも厳しくすべきという考え方ではなくて、職員の皆様が移動しやすい、出張がしやすいようなやり方にしてほしいと。

そういう観点から、今まで幾つかの問題点を指摘させていただきましたし、今後ちよっと事例などは私もよく勉強して提案していきたいと思えます。

終わります。

○四浦委員

1件だけですが、少々長いですよ。

○委員長

簡潔明瞭にお願いできればと思います。

○四浦委員

簡潔明瞭はやるのですけど、前回、9月議会で、職員採用試験について取り上げたのですが、答弁のほうが用意をされてないということもあって、お答えをいただいてなかった。その問題から入りたいと思います。

全国的に見ますと、職員採用事件は、不正事件がかなりたくさん出ておまして、そういうところを中心にとすべきなのではないでしょうか。それ以外のところも含めて、ガラス張りにしよう。不正事件は起こすまいというようなことから、選考委員、光市の場合は、今どういう呼び名をしているかということをもまず一つお尋ねをするのですが、それに民間人、学識経験者を採用するという流れが広がってきています。

ちなみに、9月議会では、答弁いただかなかったのですが、下松市の場合がそうだったかと思いますが、その後調べでおこうというお答えがありましたので、それをお聞きしたいと思えますし、それから全国的な不正事件の特徴的なものについても触れていただき、そこではどういう改革が進んでいるかということなどにも、最初にそのことをお尋ねします。

○太田総務課長

まず1点目の選考委員の名称でございますけれども、光市においては光市職員採用試験委員というふうに称しております。

2点目の下松市の民間の方の外部委員のお尋ねでございます。

下松市におきましては、昭和59年から外部委員を3名ほど入れております。それにつきましては、退職した部長あるいは行政相談員、また企業の人事経験者等々を活用しているというふうに聞いております。

それと、3点目の不正事件の特徴的なものは何か、それに対する改革というお尋ねをいただきました。

これにつきましては、今具体的なものを手元に持っておりませんので、お答えのしようがございません。申しわけございません。

○四浦委員

皮切りの話を出しておりますから、今の総務課長は手元に持ってないということなのですが、記憶でもいいのですが、せっかく9月議会に続いてでありますから、部長あたりはいかがですか。

○中村総務部長

今課長が申しましたとおり、私どももそのあたり、承知はしておらないところでございます。

○四浦委員

これは不誠実で不可解な答弁になりました。担当の部長も課長もこういう問題につい

て、私は初めてここで取り上げるというのならわかるのですが、わずか3カ月前にこういう話をしているわけですから、多少その下準備があったかと思うのですが、身近な例でいいますと、呉市の場合が少し、私がつかんでいる範囲で紹介をしておきたいと思います。

ここは大事件になりまして、副市長が2人、並びに全ての関係者が何人でしたか、全部有罪になるというふうなことなどから、先ほど言いましたように、大きな変化というか、改革を進めてくるようになりました。

それでは、もう一つの事例を言いますと、少し古い話ですが、議会の本会議で、これは私じゃないですが、同僚の議員が紹介をしたというふうなことなどもありますけれども、大分県の教員採用の試験で、県の教育委員会がその不正を重ねてきたというようなことなどもありました。

それでは、議論を進めてみたいというふうに思いますが、職員採用試験に関する規則というのが、光市にあるわけなのですが、これによりますと、集団面接と個人面接があるということで、二次試験の場合はそういう形をとっているようですが、集団面接並びに個人面接というのは、どういう形をとるのか、そこからお聞きをしたいと思います。

○太田総務課長

まず1点目の集団面接でございます。今、本市のほうで行っておりますのは、グループ討議という手法を用いて集団の面接を行っております。グループに分けて、それぞれのグループの中で討議をしてもらい、またその後に表示するという形が集団面接という形になっております。

もう一つ、個人面接ということでございますが、これは言葉どおり、1人1人を呼びまして、面接をしていくという形でございます。

○四浦委員

先ほど資料が見つからなかったもので、若干紹介しておきたいと思います。

少し古い話ですが、2007年、呉市の消防士や一般行政職員の不正採用事件で、虚偽有印公文書作成、同行使地方公務員法違反の罪に問われた呉市前助役の2人の両被告の判決公判が広島地裁であって、裁判長は、両被告に懲役2年、執行猶予4年を言い渡した。

この判決で、一連の不正採用事件で逮捕起訴された前市長を含む6人は、全て有罪として認定をされ、その後、改革が進んでいくわけなのですが、お隣の県のそういう事例なども掌握をしてないというのが、なかなか最初にも言いましたように不可解な話でありますし、まことに残念なことであります。

それでは、職員採用に関する規則にうたわれている試験委員というのは、どういうメンバーで構成されているか。その中には民間人が入っているかどうか、お尋ねします。

○太田総務課長

まず、試験委員メンバーでございます。筆記試験等におきましては、総務部長をはじめ

め総務課の所管の職員の中で筆記試験を行っております。

面接等につきましては、市長が命じた者をもって面接官としております。

もう1点のお尋ね、民間人をその中に入れているかというお尋ねでございますが、これにつきましては、民間人は中には入れておりません。

○四浦委員

それでは、この試験委員の中には、委員長だとか常任委員だとかあるいは臨時委員だとかいうふうに入っているの、私は、民間人はこういう臨時委員の中に入っているのかなと思ったのですが、全く入っていないというふうなことのようです。

どういう人が、その委員長あるいは常任委員、臨時委員になっているわけですか。

○太田総務課長

まず、委員長でございますが、委員長は総務部長をもって充てております。

常任委員につきましては、先ほど申しましたように、面接官につきましては、市長が命じた者をもって充てております。臨時委員につきましては、現在のところ運用されておりません。

○四浦委員

現在のところ、以前は選考委員という形というか、名称であったように思いますが、今の委員長、常任委員、そしてまた採用したことがないと言われる臨時委員ということなのですが、臨時委員については、民間人を入れるというような目標とございますか、これからの、そういうものを持っているかどうか。

それから、もう一つ、面接等を通じて、筆記試験、一次試験をやる。それから面接で二次試験、面接を中心にとということが言えるのでしょうか、合格者の決定というのは、どういう形でやられますか。

○太田総務課長

まず、1点目の民間の委員の導入の件についてで、ございます。

先ほど御説明申し上げましたように、下松市においてはそういった委員をやっておりますが、実際に県内におきましては、下松市のみとなっております。

市の業務を精通している、あるいは職員に求められる資質はどういったものかなどを一番わかっているのは、市長、副市長、教育長をはじめ職員であろうかと思っております。

こうした者が面接時等において対応することについては、最も適した方法ではないかと考えております。

今現在、具体的に民間人の方を面接官として登用するという事は、現在においては検討しておりません。

それと、2点目の一次試験、二次試験があるわけでございますが、その合格者の決定方法ということでございます。

当然ながら一次試験、二次試験を行って、その中で選考していくわけですが、けれども、一次試験、二次試験の成績をトータル的に勘案した上で、合格者を決定しているということにほかなりません。一次試験、二次試験ともに総合的に勘案したものを、点数の上位の者から採用しているという状況でございます。

○四浦委員

具体的な例で申し上げたいと思いますけれども、ことしの1回目の職員採用試験の上級職で、8月23日に発表された一次試験の合格者というものも出ております。

そうしますと、これは受験者数が行政職一般です、上級で、その場合で19名の一次試験の合格者と出ておりますが、受験者数は何人であるかということからお聞きしましょう。

○太田総務課長

上級行政一般職で言いますと、受験者数は44名でございます。

○四浦委員

当然だと思いますが、44人いて、一次試験の筆記試験、これの合格者というのは、19人おるわけなのですが、筆記試験の成績が1番から19番までだったのですか。それとももう少しほかの、変化球と言ったらおかしいですが、別の形をとっておりましたか。

○太田総務課長

上位19名でございます。

○四浦委員

二次試験についてお尋ねをします。

二次試験の合格者については、何名であって、それは上位、一次試験と同じような形をとったのかどうか。お尋ねします。

○委員長

総務課長、具体的な中身について答えられますでしょうか。四浦委員、いろんな質疑をされますけれども、よくそのあたり踏まえて質疑をされて、回答、答えられますか。

○太田総務課長

先ほど一次試験の合格者が19名と申しました。二次試験の合格者数は5名でございます。この合格を決めた内容につきましては、先ほどからも申し上げますように、一次試験、あるいは二次試験の成績を総合的に判断して、上位からとっているものでございます。

○四浦委員

9月議会と全く同じ問いかけ方をしても、余り意味がないので、次のようにお聞きします。一次試験の合格者19人いて、二次試験は5人だった。最終合格者が5人、その最終合格者で、その中に一次試験では15位以下、つまり15位から19位の人が含まれておりますか。どうですか。

○委員長

四浦委員。そのあたりまで、何かあったのでしょうか。いろんなことを聞かれますが、何かあったのか。休憩しましょうか。何かあって、何か聞かれて、それをどうされようとするのか。何か不正があったのでしょうか。

○四浦委員

休憩した後、私がそのことを冒頭触れましょう。

○委員長

何か思いがあれば言ってください。そこまで聞かれるということは、何か四浦委員、思いがあって聞かれているのか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○中村総務部長

先ほどからの四浦委員さんの御質問でございますが、職員採用につきましては、私ども、公正公平にやっております。先ほどの四浦委員さんの御質問の個人情報のあたりに抵触するという恐れもございますことから、お答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

○四浦委員

せっかくの答弁をいただきましたから、そこは踏み込みたいと思います。さっきから休憩時間にも言っていることなのですが、光市個人情報保護条例というものがあります。条例に基づいて発言されていると思いますが、その個人情報保護条例のどの部分に抵触をしていますか。

○太田総務課長

個人情報保護条例の第2条に、個人情報の規定がございます。これは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日で、その他の記述により特定の個人

を識別することができるものというものが、個人情報の定義とされております。

○四浦委員

具体的な表現としては、氏名と生年月日、これは前の委員会でも触れましたように、これについて、全く私は聞こうとも思わないし、関心も全くない。

その他の記述により特定の個人を識別することができるというふうなことに、私の質問が、どうして個人が識別できるということになりますか。

○太田総務課長

実際に19名の者が二次試験を受けているわけでございます。採用された者、採用されなかった者それぞれいるわけでございますが、そういった人数が少ない中で、いろんな情報をこの場で申し上げることによって、それが個人の特定につながる恐れがあると判断しておりますので、この場でのお答えは控えさせていただきたいというのが、先ほどからの趣旨でございます。

○四浦委員

全く当たってないと思います。私はもう一遍触れましょう。一次試験で19人の合格者がいたということでありましたが、二次試験というか、最終合格者が5名で、その5名の中に、一次試験の15位以下、15位から19位までの方がおりますか。特定の個人名も触れる必要はないし、そしてそのことを言うたから、この人だというようなことにもなるわけがない。どうしてこれに触れますか。

○太田総務課長

御質問の内容が、採用試験における個人の順位、成績に関するものでございますから、これは個人情報に当たると判断しております。

個人情報保護条例のほうにも、本人の同意なく公表できるものではないとしておりますので、そういったことから、個人情報に当たると考えて、先ほど15位から19位というような御質問をいただきましたけれども、これにつきましても、答えは控えさせていただきたいと考えております。

○四浦委員

私の言う趣旨は、特別15位以下じゃなくてもいいのです。17位から19位まででもいいのですけど、どういう形なら、それが答えられますか。全く答えられないですか。こういう趣旨の質問に対しては。

○森重副市長

四浦委員からいろんな全国的な事件も含めて御紹介をいただいて、本市の採用試験についての御心配もいただいているところでございますけれども、我々は、常に公正公平

をもって職員採用試験に当たっております。

ただいまの御質問については、一次試験で19名、最終合格者として5名を現在合格させておりますが、その5名の内容につきましては、お答えができません。

○四浦委員

わかりました。これ以上の質問をしたら、何にも答えられないというふうなことで、このことについては、私はグレーだというふうに最低、そう思います。第一、全国的な事例はといっても、そういうものを具体的なものも、これだけたくさん不正事件が起きているのに、具体的なものをまるっきり触れることができない。

下松では昭和59年から、長きにわたって民間人を採用して、ガラス張りで風通しのよい、そういう職員採用試験を隣のまちでやっているのに、そこから教訓を学ぼうとしないで、旧態依然とした身内だけのそういう選考委員の形をずっととってきている。そして、それを改める姿勢が全くないというふうなことも、改めて私はかみしめまして、それでは質問を終わります。

○大田委員

権限移譲というのは、今年度まで随分あると思うのですが、今現在、何件ぐらい、権限移譲、光市は受けておられるのでしょうか。

○太田総務課長

光市が受けている権限移譲の数でございますけれども、平成27年4月1日現在で36事務でございます。

○大田委員

36件、権限移譲を受けておられて、100%市の方だけで事務というか、仕事をこなしておられるのですか。それとも何件かはお伺いを立てるようになっているのですか。

○太田総務課長

個々の業務につきましては、各所管が執り行っておりますので、具体的なことについては、承知しておりませんが、基本的な考えで申しますと、権限移譲され、光市に権限があるということで考えれば、その所管のほうで対応しているものだろうと考えております。

○大田委員

36件を受けておられて、光市のメリット、デメリットというのは、どういうことがありますか。

○委員長

総務に関係することね。

○太田総務課長

一般的なことでお答えさせていただきます。

まずメリットとしましては、やはり市民における利便性の向上ではないかと考えております。今まで県、あるいはその出先まで行かなければ、申請や登録ができなかったことが権限移譲されることで、地元の市町でできるということについては、大変メリットがあろうかと思っております。

もう一方のデメリットでございますが、市民の目線に立って考えると、デメリットについては特段にないように考えております。

ただ、市の組織で言うと、権限移譲されることで、そういった業務も執り行っていかなければいけないということと、それとあわせて、専門的な知識も必要とするところがありますので、苦慮している部分もございます。

○大田委員

市民にとってはメリットがある程度あると。職員に対してはまあまあという感じで答弁いただいたと思うのですが、今後権限移譲されるという案件が出てきたら、積極的に受けていくつもりでありますか。

○太田総務課長

権限移譲を受けるか受けないかにつきましては、県のほうと所管のほうで事前に協議をした上で、権限移譲を受けるということになっております。各所管のほうで権限移譲ができる体制あるいはそれが市民にとって有意義であると考えたときには、今後も権限移譲を受け入れていくものだと考えております。

○大田委員

総務だけで、今権限移譲を受けておられる件数というのは、何件ぐらいありますか。

○太田総務課長

総務課のほうで受けている権限移譲については、1事務でございます。

○大田委員

恥ずかしいのですが、何ですか。

○太田総務課長

市町村の区域内で新たに生じた土地の届け出の受理等に関する事務でございます。

○大田委員

それが何件ぐらい市民の方から上がっていますか。

○太田総務課長

過去に何件あったかということでございますが、この件について、今手元のほうに資料がございませんので、件数についてお答えすることはできません。申しわけございません。

○大田委員

多分、この二、三年ゼロ件であったろうと思うのですが、そんなのを受けている。今後とも受ける準備があるということですが、市民のほうには大変いいことだろうと思うのですが、余り職員に負担のかからないように頑張ってください。よろしくお願ひします。

終わります。